

第3次豊明市障害者福祉計画
第6期豊明市障害福祉計画
第2期豊明市障害児福祉計画
(案)

令和3年3月

豊明市

「障害」の「害」の字のひらがな表記について

本計画では、法律名や個別の計画、固有名称以外において、障害の「害」の字をひらがな表記としております。

目次

■ 第1章 計画の基本事項 ■	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 他計画との関連	2
4 計画の期間	3
5 本市におけるこれまでの障がい者福祉施策の状況	4
■ 第2章 豊明市の障がい者を取り巻く状況 ■	7
1 人口の推移	7
2 手帳所持者の状況	8
3 特定疾患医療受給者（難病患者）	12
4 発達障がいのある人の状況	12
5 障がいのある児童生徒の状況	13
6 自立支援医療の状況	15
7 障害支援区分の状況	16
8 障害福祉サービス利用の状況	17
9 児童福祉サービスの状況	22
■ 第3章 アンケート・ヒアリング調査の実施 ■	24
1 アンケート調査結果のまとめ	24
2 事業所アンケート調査結果のまとめ	38
3 団体ヒアリング調査結果のまとめ	41
4 アンケート調査結果等のまとめ	45
■ 第4章 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の進捗状況 ■	47
1 障害福祉計画に係る成果目標の達成状況	47
2 障害児福祉計画に係る成果目標の達成状況	49
3 障害福祉サービス	50
4 地域生活支援事業	54
■ 第5章 第3次豊明市障害者福祉計画 ■	59
1 基本理念	59
2 基本目標	60
基本目標1 「共生社会」実現に向けた意識づくり	60
基本目標2 地域における生活支援・生活環境づくり	60
基本目標3 健やかに暮らせる保健・医療の充実	60
基本目標4 障がいのある子どもへの療育や支援の充実	60
基本目標5 障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進	60
基本目標6 安全・安心な暮らしの確保	60
3 障害者福祉計画の施策体系	61
4 計画の内容	62
基本目標1 「共生社会」実現に向けた意識づくり	62
1 子どもに対する教育・啓発の実施	63
2 多様な障がいや特性への理解促進	63
3 地域における交流・共生の促進	63

4	合理的配慮の提供促進	64
	基本目標2 地域における生活支援・生活環境づくり	65
1	サービス利用のための支援の充実	66
2	障害福祉サービス等の充実	66
3	相談体制の充実	67
4	総合的なサービス提供体制の整備	67
	基本目標3 健やかに暮らせる保健・医療の充実	68
1	心の健康づくりの推進	69
2	障がいのある人の健康管理への支援	69
3	医療にかかる経済支援の実施	69
	基本目標4 障がいのある子どもへの療育や支援の充実	70
1	障がいの早期発見・早期療育への支援	71
2	小中学校における特別支援教育の実施	72
3	障がい児への児童福祉サービスの充実	73
	基本目標5 障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進	74
1	就労支援の充実	75
2	日中の居場所づくりへの支援	75
3	移動に関する支援の充実	75
	基本目標6 安全・安心な暮らしの確保	76
1	障がい者の権利を守る仕組みづくり	77
2	防災・災害時対策の充実・強化	77
	■ 第6章 第6期障害福祉計画 ■	78
1	障がい福祉の基本的理念	78
2	第6期計画の基本的な考え方	79
3	計画の期間	79
4	計画の対象	79
5	計画の定める事項	80
6	障がい福祉サービスの見込量	82
7	地域生活支援事業の見込み量	89
8	障害福祉計画に係る成果目標	95
	■ 第7章 第2期障害児福祉計画 ■	99
1	第2期計画の基本的な考え方	99
2	計画の期間	99
3	計画の対象	99
4	計画の定める事項	99
5	障害児福祉サービスの見込量	100
6	障害児福祉計画に係る成果目標	103
	■ 第8章 計画の推進体制 ■	104
1	計画の推進体制	104
2	計画の進捗管理の手法	105

■ 第 1 章 計画の基本事項 ■

1 計画策定の背景

国の障がい者施策においては、平成 25 年 4 月に「障害者自立支援法」に代わる、新たな法律として「障害者総合支援法」が施行されました。その後も平成 28 年 4 月には「障害者差別解消法」が施行、5 月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、8 月には「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行、令和 2 年 4 月には「障害者雇用促進法」の一部改正されるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においては、平成 30 年 3 月に「第 3 次豊明市障害者福祉計画・第 5 期豊明市障害福祉計画・第 1 期豊明市障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重しあう共生社会の実現を目指してきました。

全国的には高齢化が進む中、障がい者の重度化・高齢化により、障害福祉サービスの利用ニーズも多様化してきています。障がい者の高齢化に加え、介護する家族の高齢化も進んでおり、家族による介護のみでは十分な対応が困難な状況となっており、「親亡き後」を見据え、障がいを持つ人が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することが求められています。

このような状況の中、第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画が令和 2 年度末をもって終了することとともない、これまでの本市の取組を踏まえ「第 3 次障害者福祉計画」を見直すとともに、令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間で計画期間とした第 6 期豊明市障害福祉計画及び第 2 期豊明市障害児福祉計画を策定します。

■ 近年の動向

年	内容
平成 22 年	・「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」成立（障害者自立支援法等の改正）
平成 23 年	・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案」成立（障害者虐待防止法の成立）
平成 24 年	・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案」成立（障害者優先調達法の成立） ・「児童福祉法」一部改正
平成 25 年	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立（障害者差別解消法の成立） ・「障害者基本計画（第 3 次）」閣議決定
平成 26 年	・「障害者権利条約」の批准
平成 28 年	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立
平成 30 年	・「障害者基本計画（第 4 次）」の策定

2 計画の位置づけ

「第3次豊明市障害者福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）として位置づけられるものであり、本市における障がい者福祉施策の基本的な理念と取組の方針を明らかにしたものです。

また、「第6期豊明市障害福祉計画」及び「第2期豊明市障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び改正児童福祉法第33条の20（平成30年4月施行）に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示したものです。

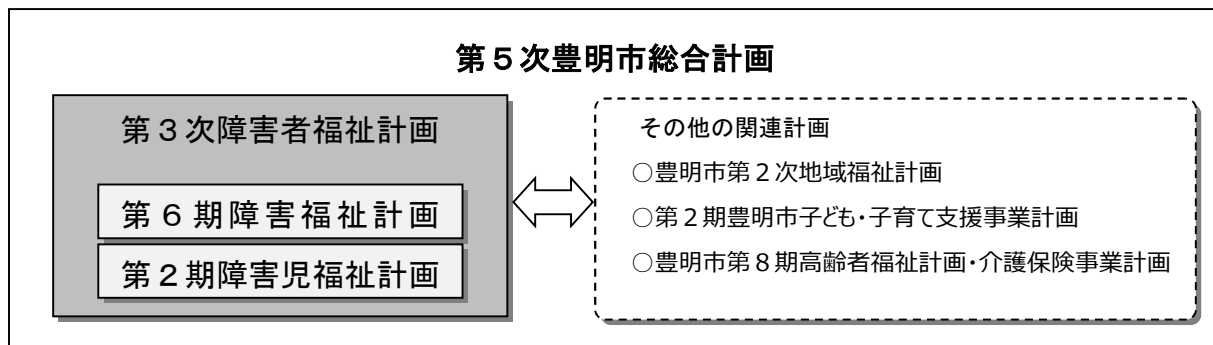
本市においては「第3次豊明市障害者福祉計画」「第6期豊明市障害福祉計画」及び「第2期豊明市障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定するものとします（以下、これら3計画を合わせて「本計画」と言います。）。

3 他計画との関連

本計画は、平成28年度からの第5次豊明市総合計画における「めざすまちの姿」の実現に向けたものです。また、市の他の関連計画との整合を図り、策定しています。

さらに、本計画の策定にあたっては、国、県等の計画との整合を図るとともに、障害福祉計画と障害児福祉計画に係る部分に関しては厚生労働省が示す基本指針に基づき策定しています。

■計画の関連イメージ



■第5次豊明市総合計画（平成28年度～令和7年度）

まちの未来像

『みんなでつなぐ しあわせのまち とよあけ』

「めざすまちの姿」のうち、本計画で取組を具体化している主なもの

- 1 子ども、高齢者、障がい者等への虐待やDVがない
- 15 誰もが身近に寄り合える場所があり、地域の人と支えあいながら孤立することなく暮らすことができる
- 16 支援が必要な人の家族の負担が軽減され、日常生活で困っていない
- 33 高齢者、障がい者など誰でも居場所と出番があり、経験や知識を活かして働き、収入と生きがいを得ている

4 計画の期間

本市における障がい者福祉施策の基本的な考え方や方針を示す「第3次豊明市障害者福祉計画」の計画期間は平成30（2018）年度から令和5（2024）年度までの6年間とします。

「第6期豊明市障害福祉計画」及び「第2期豊明市障害児福祉計画」の計画期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

また、国の法律の動向やその後の社会情勢の変化、障がいのある人のニーズに対応するため、計画期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年	令和7年 2025年
第5次豊明市総合計画										
第3次豊明市障害者福祉計画										
			第3次豊明市障害者福祉計画							
						見直し				
豊明市障害福祉計画・豊明市障害児福祉計画										
第4期豊明市障害福祉計画			第5期豊明市障害福祉計画 第1期豊明市障害児福祉計画		第6期豊明市障害福祉計画 第2期豊明市障害児福祉計画					

5 本市におけるこれまでの障がい者福祉施策の状況

(1) 本市の障がい者福祉に関わる主なできごと

本市におけるこれまでの障がい福祉施策は次のとおりです。

年度	内容
平成 19 年度	第 2 次豊明市障害者福祉計画策定
平成 20 年度	第 2 期豊明市障害福祉計画策定
平成 22 年度	豊明市障がい者相談支援センター「フィット」開所
平成 23 年度	第 3 期豊明市障害福祉計画策定
平成 24 年度	計画相談支援の対象が拡大し、指定特定相談支援事業所を 2 か所指定 障害者虐待防止センターを市社会福祉課内に位置付ける
平成 25 年度	「フィット」を基幹型相談支援センターに位置付ける 障害児相談支援事業委託開始（市児童福祉課に障害児相談員を配置）
平成 26 年度	第 4 期豊明市障害福祉計画策定
平成 27 年度	手話奉仕員養成講座を開催（長久手・日進・東郷町と共同開催）
平成 28 年度	障害福祉サービス開設費・人件費補助金事業を実施 障がい者の就労機会拡大のため、市内に農園事業を誘致 市役所に手話通訳者の設置を開始
平成 29 年度	第 3 次豊明市障害者福祉計画・第 5 期豊明市障害福祉計画・第 1 期豊明市障害児福祉 計画 策定 ヘルプカード作成配布開始
平成 30 年度	障がい者差別解消事業開始 障がい児者スポーツ振興事業（ボッチャ体験会）開始
令和元年度	障がい児者スポーツ振興事業（ボッチャ用具貸出）開始
令和 2 年度	第 3 次豊明市障害者福祉計画の見直し・第 6 期豊明市障害福祉計画・第 2 期豊明市障 害児福祉計画 策定

(2) 「第3次豊明市障害者福祉計画」の取組状況

平成30年3月に策定した「第3次豊明市障害者福祉計画」では、基本理念に「誰もがいきいきと暮らす福祉のまちをめざして」を掲げ、6つの基本目標に基づき施策を展開しています。それぞれの取組状況は次のとおりです。

(1) 本市の障がい者福祉に関わる主なできごと

区分	取組内容
1 「共生社会」 実現に向けた意識 づくり	共生社会づくりに向けて、障がいに対する理解促進や啓発などに関する施策を展開しています。学校を通じた子どもへの福祉教育などを実施するとともに、全市的に広報や講演会等により障がいに対する理解促進に努めています。また、「障害者差別解消法」の内容を踏まえ、市民や市内企業への周知啓発や市役所における合理的配慮の徹底のため、新規採用職員を対象に研修を行うなど、市職員の適切な対応に努めています。
2 地域における 生活支援・生活 環境づくり	障がい者の地域における生活を支援するため、障害福祉サービスの利用支援やサービスの充実を図りました。障害福祉サービスの提供事業所は制度開始以来増加しており、サービス提供体制は充実しつつあると言えます。課題となっている生活の場としてのグループホームについても事業所が増加していますが、利用ニーズに合わせた環境づくりを推進する必要があります。
3 健やかに暮ら せる保健・医療の 充実	障がいの予防や、障がいのある人の保健・医療などに関する施策を展開しました。健康管理に関する啓発や情報提供、各種医療費の助成等を行いました。全市的に心の健康づくりや自殺予防対策などが課題としてあるため、周知啓発を図るとともに研修等により支援者を養成し、地域で支える体制づくりを進めています。
4 障がいのある 子どもへの療育や 支援の充実	障がいのある子どもの療育や保育・教育などに関する施策を展開しました。障がいの早期発見・早期療育の拠点として「児童発達支援センター」の計画期間中の開所を予定しており、療育・教育の機会の充実を図っていきます。放課後等デイサービスの利用が増加しており、子どもの療育の機会や居場所が充実していますが、質・量の両面からの課題もあるため、さらなる取組を進めていきます。
5 障がい者の雇 用・就労・居場所 づくりの促進	障がいのある人の働く場の確保や居場所づくりなどに関する施策を展開しました。就労系の障害福祉サービス事業などの充実により、就労や居場所づくりの環境は充実が図られてきています。本市の先進的な取組として平成28年に農園事業の誘致を行い、障がいのある人がいきいきと働ける場を通して、自立につながる環境づくりを進めています。
6 安全・安心な 暮らしの確保	障がいのある人の権利擁護や防災・防犯の施策を展開してきました。成年後見制度利用促進事業においては、利用者は増加しており、「尾張東部権利擁護支援センター」と連携が図られています。防災に関しては、避難行動要支援者名簿の制度の一層の普及と、当該名簿がより有効に活用されるよう関係機関と連携を進める必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の対策として、市民が福祉サービスを安心して利用できるよう事業所と連携した取り組みを推進します。

(3) 市の障がい福祉施策について

障がい者施策は障害者自立支援法が全部改正され、障害者総合支援法となり、障がい福祉施策の理念についても障がい者の自立から地域共生、障がい者の権利擁護と理解促進へと変化しています。この流れの中で、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、成年後見制度利用促進法等が整備され障がい者の権利擁護に重点が置かれています。

豊明市においても、障がい者に対する各種支援が大きく拡大し、障がい福祉事業に民間のNPO法人や株式会社の参入が進み、各事業所が特色ある支援を行っています。

また、相談支援事業所が拡充され、相談できる体制が整いつつあります。

その一方で、以下の課題について、早期に解決していくことが必要であると考えます。

- 障がい者の地域共生のため、障がい者が安心して社会へ参加できるように、市民の理解を促すこと。
- 障がい者が生きがいを持って生活できるよう、多様な活動の場や就労の場を確保すること。
- 障がいの重度化や介護者の高齢化といった状況下においても、自立した生活のできる場を確保すること
- 関係機関が連携し、乳幼児から大人になるまで障がい児が切れ目なく支援を受けられる体制を整えること。

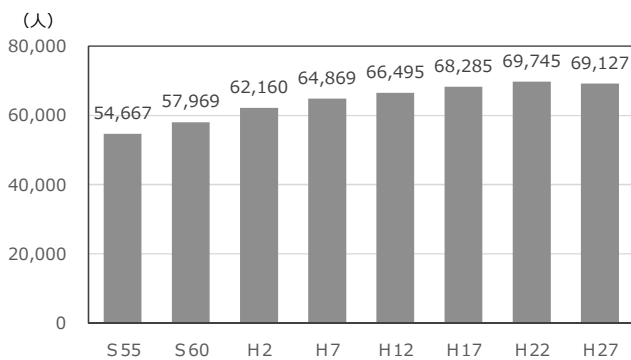
■ 第2章 豊明市の障がい者を取り巻く状況 ■

1 人口の推移

本市の総人口は平成 21 年までは順調に増加してきましたが、平成 25 年までは微減し以降、再び増加傾向となっています。

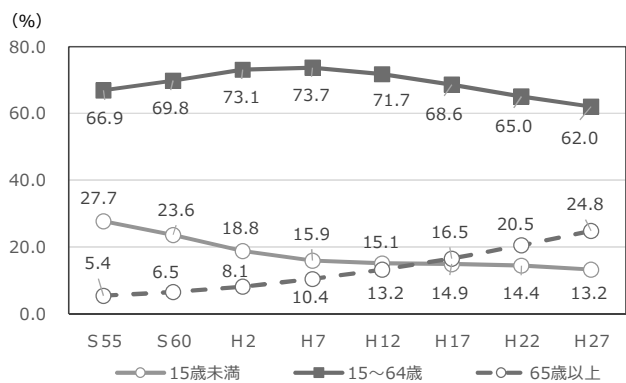
また、年齢 3 区分別人口割合の推移をみると、平成 17 年以降、15 歳未満人口の割合を 65 歳以上の割合が上回っており、少子高齢化が進行していることがわかります。

図表 1 総人口の推移（国勢調査）



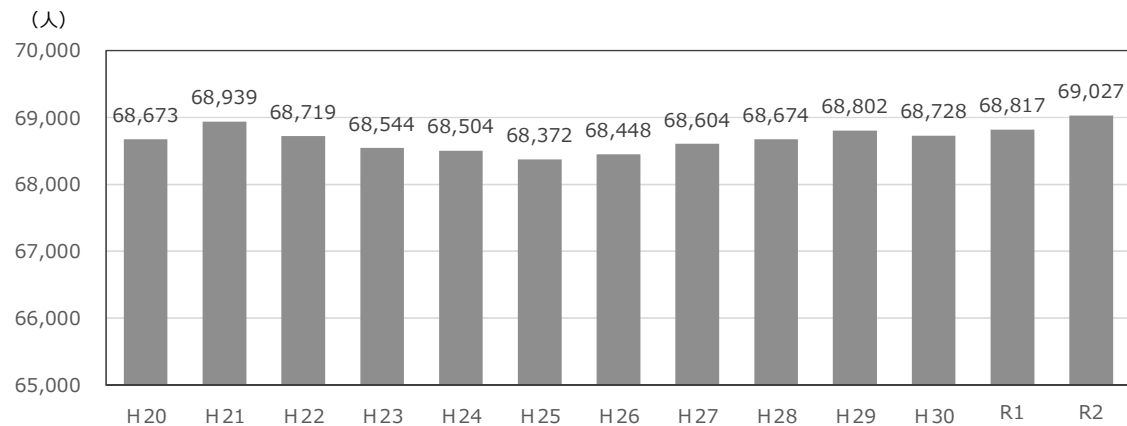
資料：国勢調査（年齢「不詳」を含む。）

図表 2 人口の推移



資料：国勢調査（割合は、分母から年齢不詳を除いて算出している。）

図表 3 総人口の推移（住民基本台帳）



資料：とよあけの統計※各年 3 月末現在。平成 27 年以降 4 月 1 日現在)

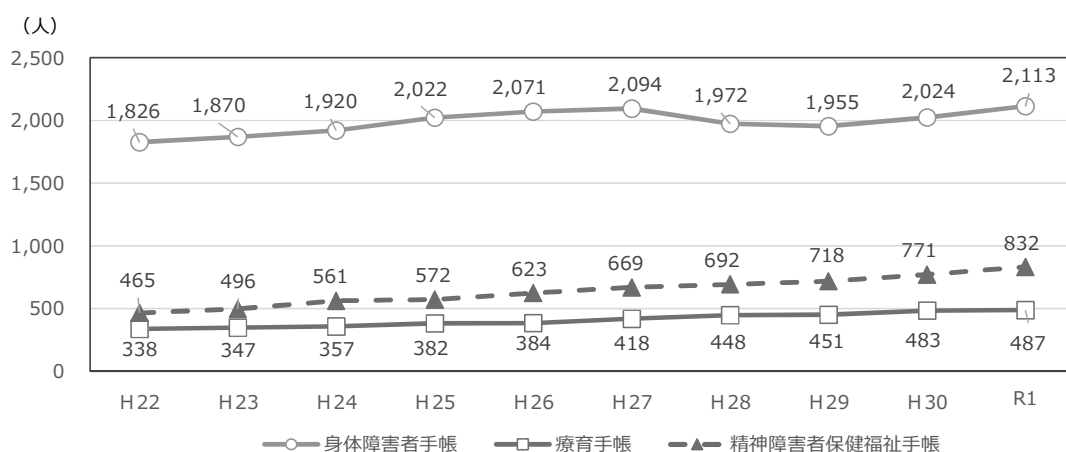
2 手帳所持者の状況

(1) 手帳別の所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成 28 年に減少したものの、それ以降再び増加傾向にあります。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数はともに増加傾向にあります。平成 22 年から令和元年までの 10 年間で、身体障害者手帳所持者数は 1.16 倍、療育手帳所持者数は 1.44 倍、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 1.79 倍に増加しています。総人口の増加率は、同期間で 1.00 倍であるため、手帳所持者の方が、より増加率が高いことがわかります。

総人口に占める手帳所持者の割合は、令和元年で身体障害者手帳所持者 3.1%、療育手帳所持者 0.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者 1.2%となっており、10 年間でいずれもその割合が増加しています。

図表 4 手帳所持者数の推移



資料：とよあけの統計

図表 5 総人口に占める各手帳所持者数の割合

(%)

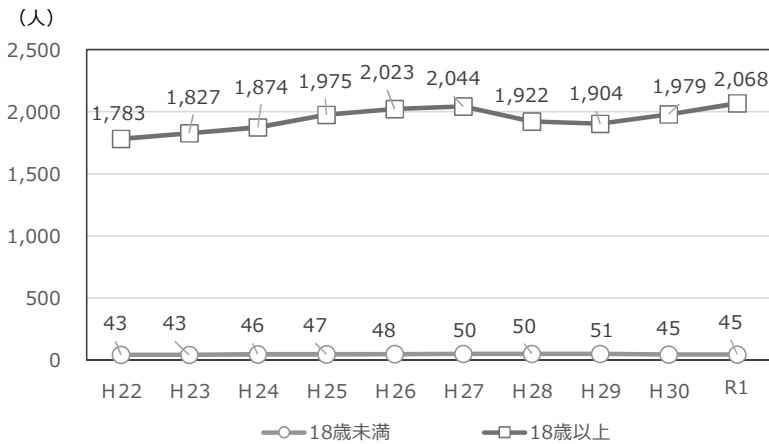
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
身体障害者手帳	2.7	2.7	2.8	3.0	3.0	3.1	2.9	2.8	2.9	3.1
療育手帳	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7
精神障害者保健福祉手帳	0.7	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0	1.0	1.0	1.1	1.2

(2) 年齢別の手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数と療育手帳所持者数を18歳以上と18歳未満の年齢に区分してみると、身体障害者手帳所持者数はそのほとんどが18歳以上となっており、18歳未満の人はこの10年間40～50人前後と、身体障害者手帳所持者全体の2～3%の割合となっています。

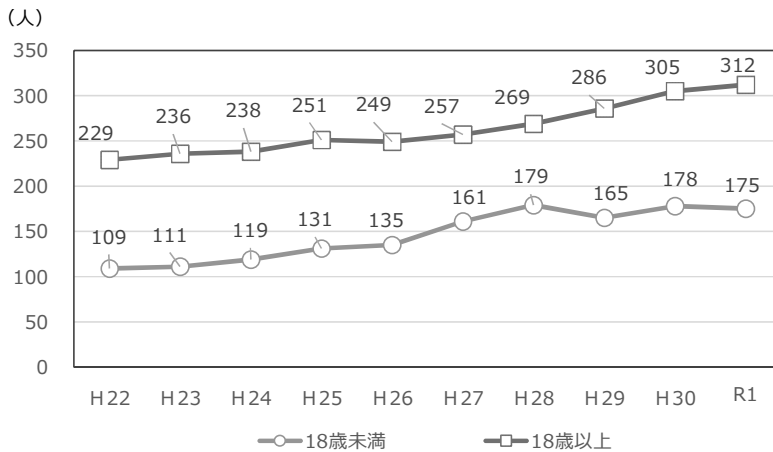
療育手帳においては18歳未満、18歳以上ともに増加しています。療育手帳所持者に占める割合でみると、18歳未満の人の割合は、平成22年では32.2%でしたが、令和元年では35.9%となっています。

図表 6 年齢別・身体障害者手帳所持者数の推移



資料：とよあけの統計

図表 7 年齢別・療育手帳所持者数の推移

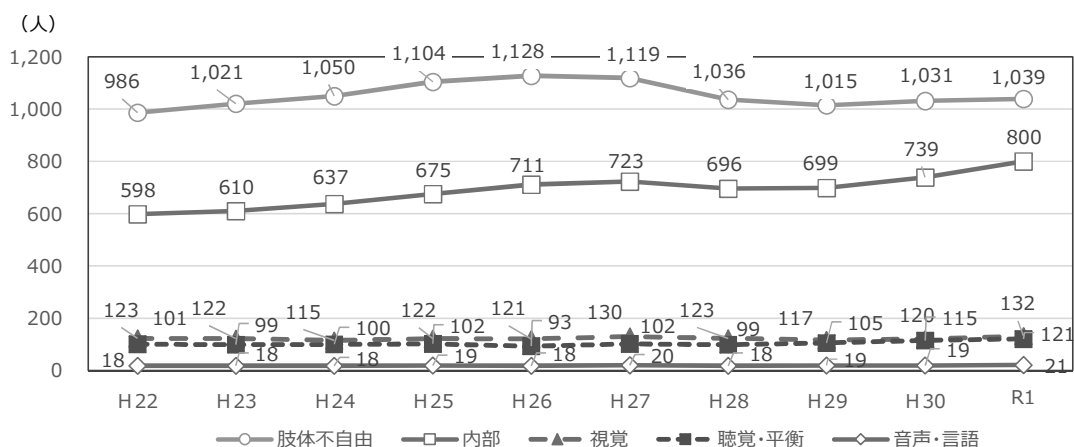


資料：とよあけの統計

(3) 身体障害者手帳所持者の種別

身体障害者手帳所持者を障がいの種類別にみると、「肢体不自由」「内部」が多くなっています。肢体不自由は平成 25 年、26 年まで増加傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。内部は平成 27 年から平成 28 年にかけて減少したものの、それ以降再び増加傾向にあります。その他の障がいについては 10 年間で大きな変動はありません。

図表 8 障がいの種類別身体障害者手帳所持者の推移



資料：とよあけの統計

図表 9 身体障害者手帳所持者の種類別の割合

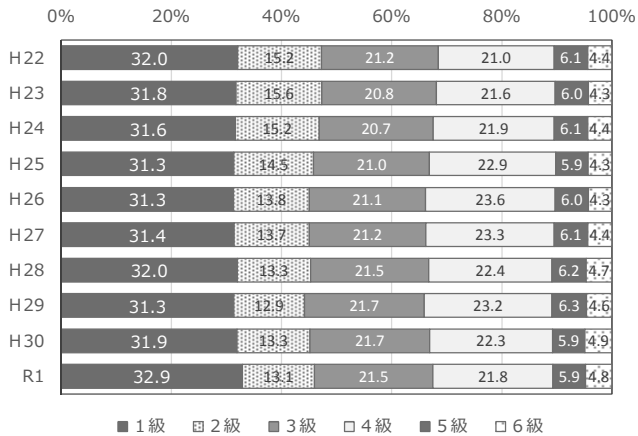
(%)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
肢体不自由	54.0	54.6	54.7	54.6	54.5	53.4	52.5	52.0	50.9	49.2
内部	32.7	32.6	33.2	33.4	34.3	34.5	35.3	35.7	36.5	37.9
視覚	6.7	6.5	6.0	6.0	5.8	6.2	6.2	6.0	5.9	6.2
聴覚・平衡	5.5	5.3	5.2	5.0	4.5	4.9	5.0	5.3	5.7	5.7
音声・言語	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0

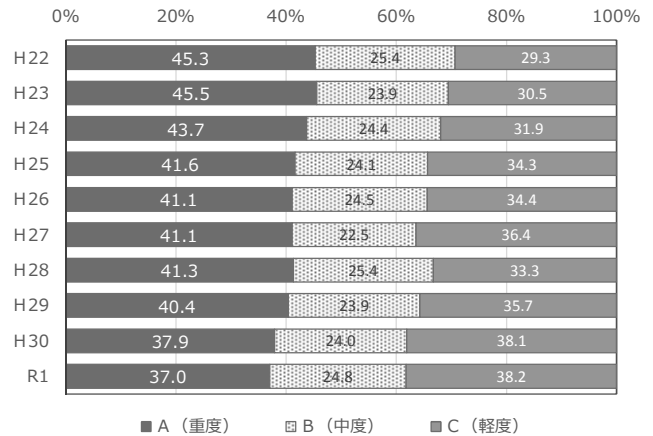
(4) 等級別の手帳所持者の状況

各手帳所持者の等級別の推移をみると、療育手帳ではやや「C（軽度）」の割合が高くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では、重度である「1級」の割合が微増していますが、「2級」「3級」が大部分を占めています。

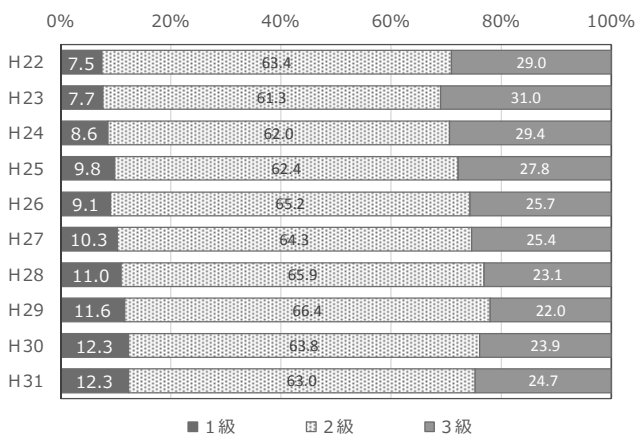
図表 10 等級別・身体障害者手帳所持者割合の推移



図表 11 等級別・療育手帳所持者割合の推移



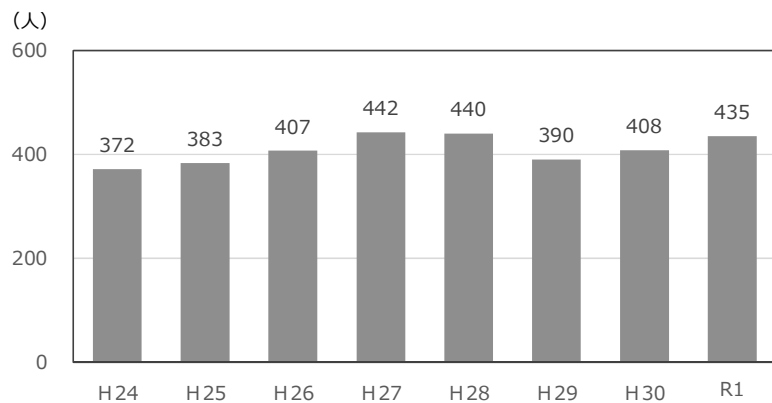
図表 12 等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者割合の推移



3 特定疾患医療受給者（難病患者）

特定疾患医療費の受給者数は継続して増加傾向にあります。医療費助成の指定難病の種類は段階的に増加しています。

図表 13 特定疾患医療費公費負担受給者の推移



資料：瀬戸保健所

4 発達障がいのある人の状況

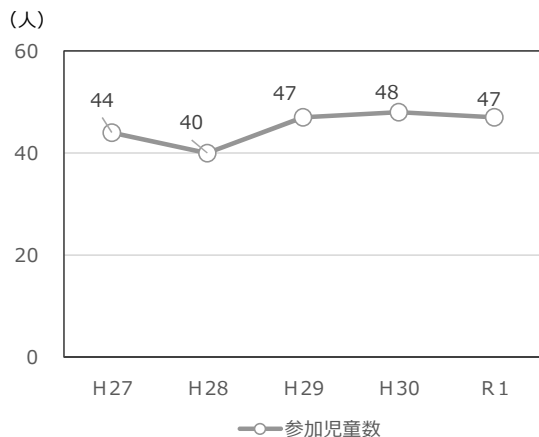
「発達障害者支援法」では、発達障がいは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。本市において、精神障害者保健福祉手帳所持者のうち「発達障害」のある人は平成 29 年度現在 64 人となっていますが、現時点において、発達障がいのある人の人数を正確に把握することは困難な状況です。

5 障がいのある児童生徒の状況

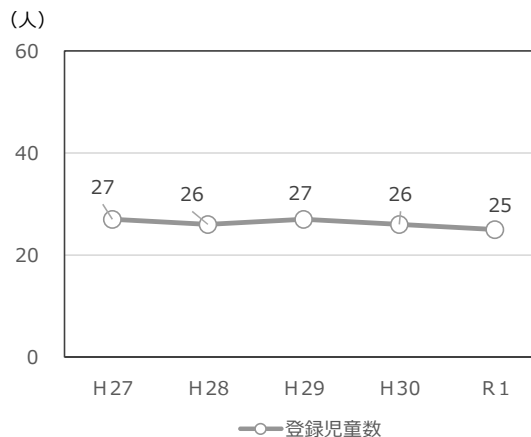
(1) なかよし教室、どんぐり学園の状況

幼児健診事後フォロー教室であるなかよし教室は、毎年、参加児童数が40人を超えています。また心身障害児母子通園施設であるどんぐり学園は、毎年、登録児童数が定員（20人）を超過しています。

図表 14 なかよし教室の参加児童数の推移



図表 15 どんぐり学園の登録児童数の推移

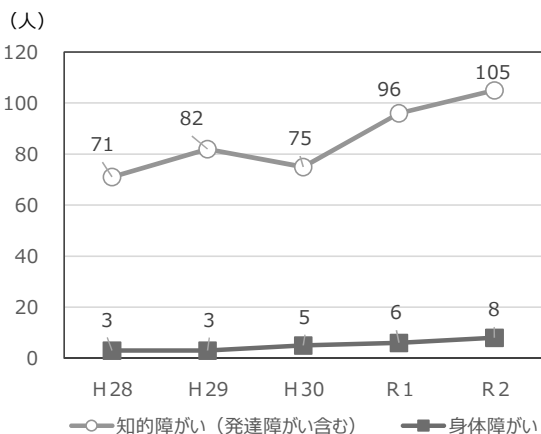


資料：子育て支援課

(2) 保育園の状況

保育園における加配対象児の推移をみると、発達障がい児は増加傾向にあります。また、支援保育を行う特別支援クラスが青い鳥保育園にあります。

図表 16 保育園における加配対象児童数の推移

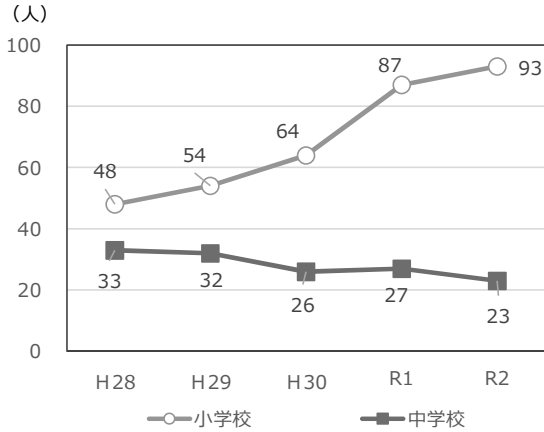


資料：保育課（各年4月1日現在）

(3) 特別支援学級・通級指導教室の児童生徒の状況

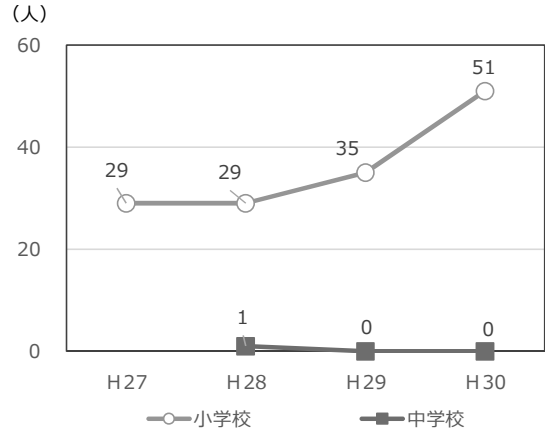
特別支援学級に通う児童生徒数は、小学校では増加傾向にあります。その一方で中学校では減少傾向にあります。

図表 17 特別支援学級に通う児童生徒数の推移



資料：学校教育課

図表 18 通級指導教室に通う児童生徒数の推移

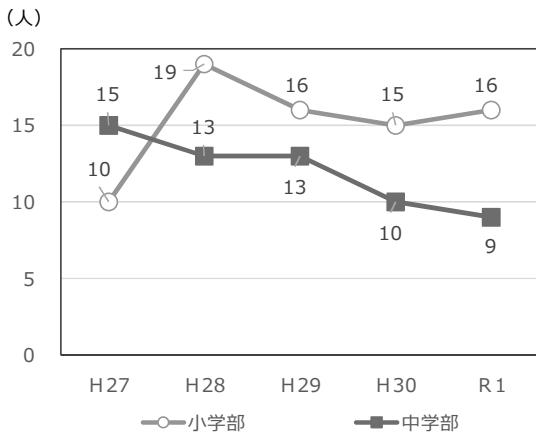


資料：学校支援室

(4) 特別支援学校の児童生徒の状況

市外の特別支援学校に通学している児童生徒数は、小学部では増減を繰り返しながら、増加傾向にあります。一方で、中学部は減少傾向にあります。

図表 19 特別支援学校に通学する児童生徒数の推移

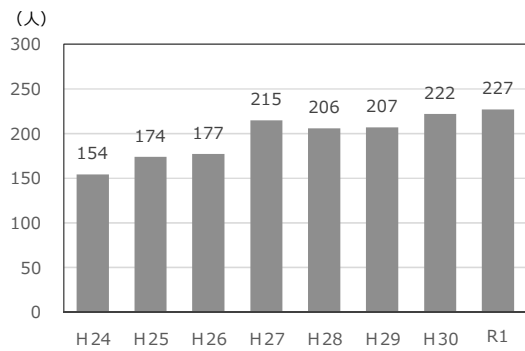


資料：学校教育課

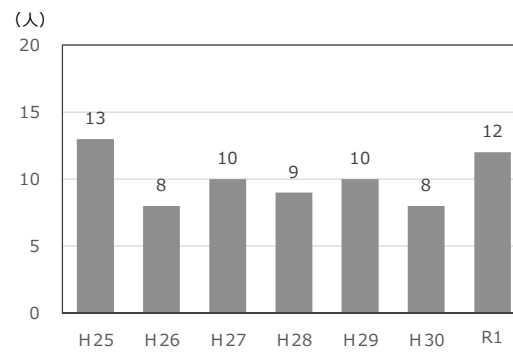
6 自立支援医療の状況

更生医療、精神通院医療の受給者数は増加傾向にあり、特に更生医療の受給者数で増加率が高くなっています。

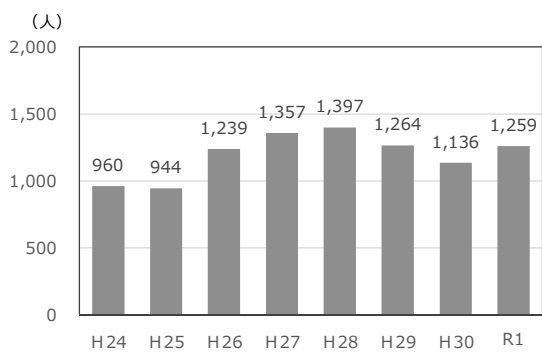
図表 20 更生医療受給者数の推移



図表 21 育成医療受給者数の推移



図表 22 精神通院医療受給者数の推移



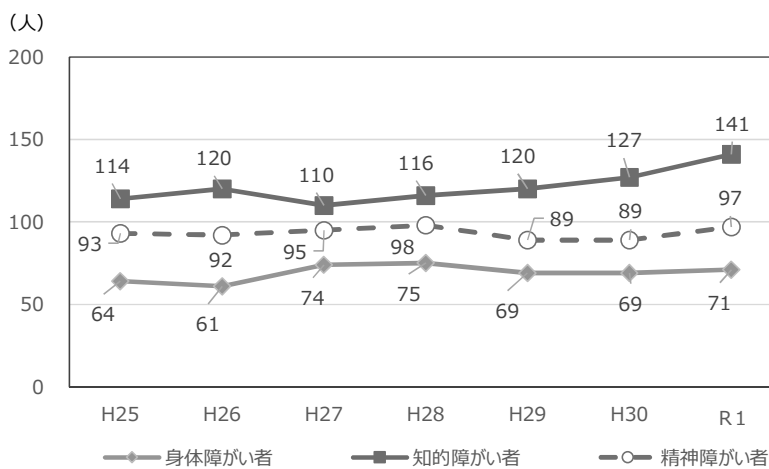
7 障害支援区分の状況

障害支援区分は、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す尺度です。

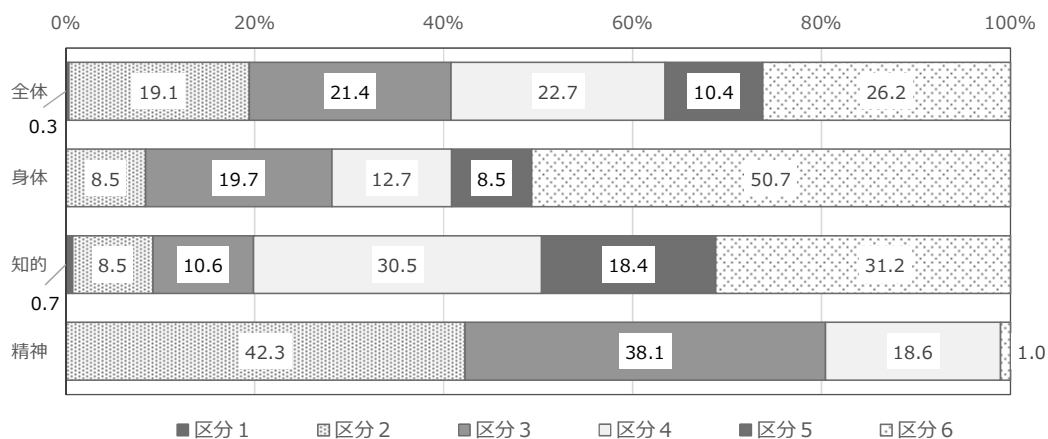
本市の障害支援区分の認定者は知的障がい者で最も多く、次いで精神障がい者、身体障がい者が続いています。

3障がい別に障害支援区分の区分1～区分6までの割合をみると、身体障がい者、知的障がい者では支援の度合いが高い区分5、6の割合が高くなっており、精神障がい者では区分3までの割合が多くなっています。

図表 23 障害支援区分認定者の推移



図表 24 障害支援区分認定者の区分の割合



8 障害福祉サービス利用の状況

本市における障害福祉サービスの利用状況は、次のようになっています。

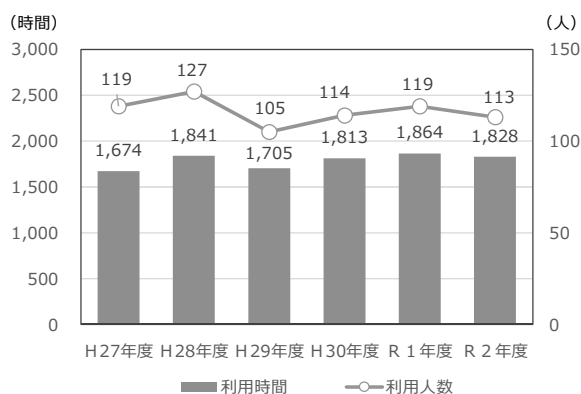
(事業所数は令和2年11月時点のものです。令和2年度は見込みの数値です。)

①居宅介護（ホームヘルプ）

「居宅介護（ホームヘルプ）」は自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。利用者数は、近年増加傾向にあります。

利用者数は毎年110人前後で推移しています。

【市内事業所数…7事業所】

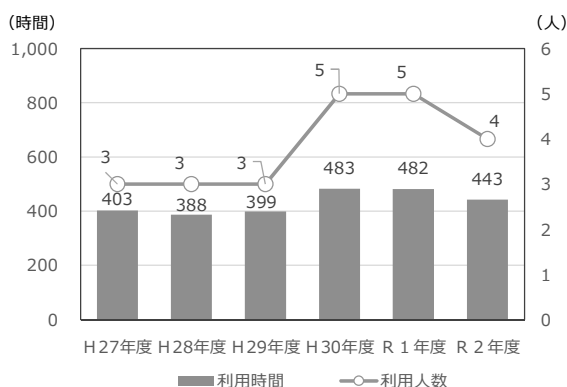


②重度訪問介護

「重度訪問介護」は重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に長時間の介護や外出の支援など総合的に行うサービスです。

利用者数は平成30年度以降4～5人となっています。

【市内事業所数…7事業所】

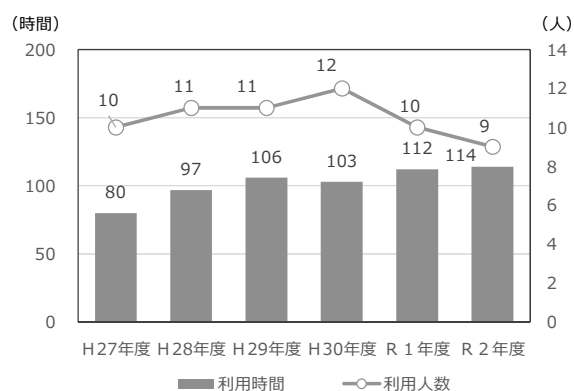


③同行援護

「同行援護」は視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者に、移動に必要な情報を提供し、必要な介護等の支援を行うサービスです。

利用者数は毎年10人程度で推移しています。

【市内事業所数…4事業所】

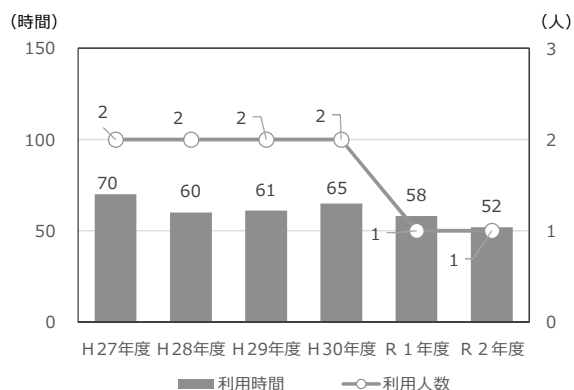


④行動援護

「行動援護」は自己判断能力が制限されている知的障がい者や精神障がい者の外出の際に危険を回避するための支援を行うサービスです。

近年の利用者数は1～2人となっています。

【市内事業所数…1事業所】



⑤重度障害者等包括支援

「重度障害者等包括支援」は、ALS患者（全身の筋力がなくなる難病）等のように非常に重度の障がい者に居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

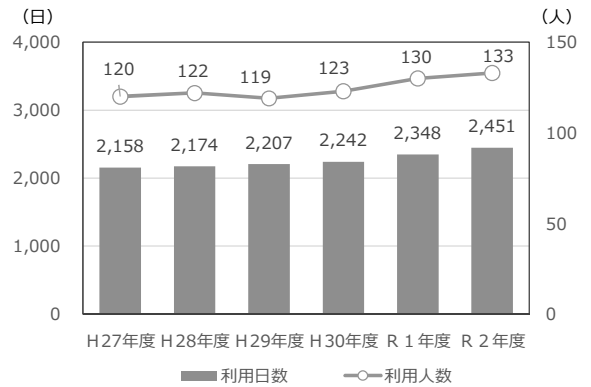
本市では、平成27年度から令和元年度までの5年間にサービスを利用した人はおらず、事業所もありません。

⑥生活介護

「生活介護」は重度の障がい者が、日中、施設において生活の支援や身体介護を受けるものです。在宅の方が通所として利用する場合と施設入所の方が入所中の日中支援として利用する場合とがあります。

近年の利用者数は緩やかな増加傾向にあります。

【市内事業所数…5事業所】

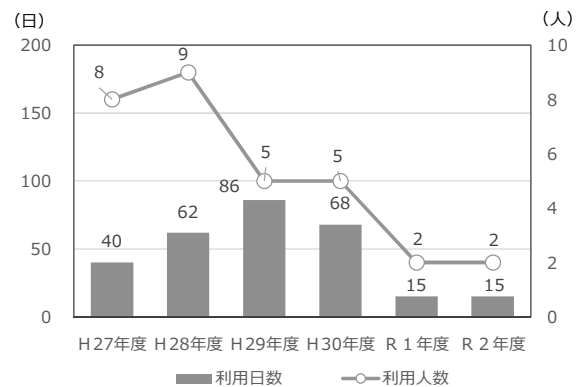


⑦自立訓練（機能訓練・生活訓練）

「自立訓練」は、自立した日常生活または社会生活ができるよう、機能訓練や生活訓練を行います。

機能訓練、生活訓練を合わせて、利用者数は減少しています。

【市内事業所数…なし】

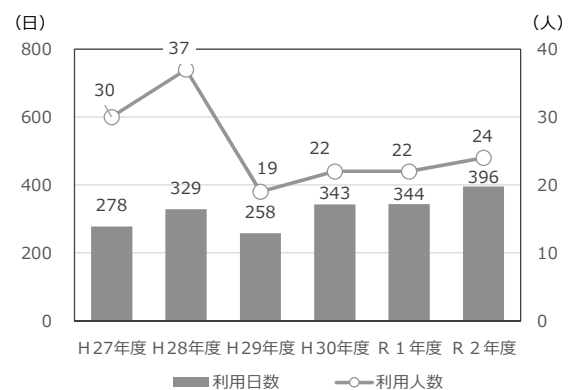


⑧就労移行支援

「就労移行支援」は障がい者が一般の企業に就職し、働き続けることができるように、訓練や支援を行います。

利用者数は平成28年度から平成29年度にかけて大きく減少したものの、それ以降は20人前後となっています。

【市内事業所数…2事業所】

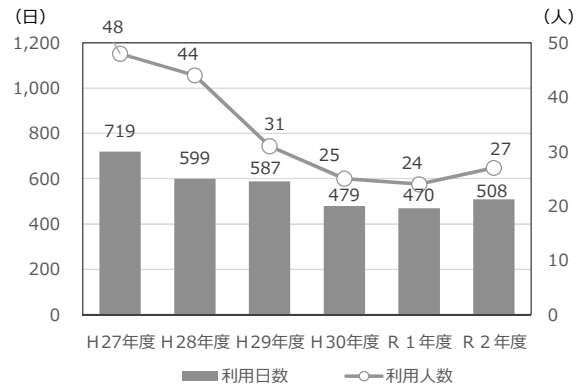


⑨就労継続支援（A型）

「就労継続支援（A型）」は一般企業での就労が困難な人のうち、適切な支援があれば雇用契約等に基づく就労が可能な人を対象に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

利用者数は減少傾向にあります。

【市内事業所数… 1事業所】

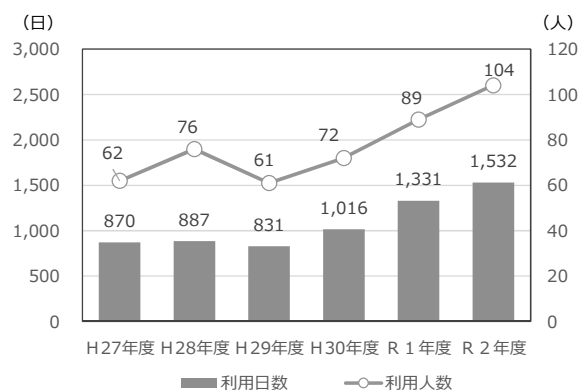


⑩就労継続支援（B型）

「就労継続支援（B型）」は通常の事業所に雇用されることが困難な人に、活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

利用者数は平成 29 年度以降増加傾向にあります。

【市内事業所数… 7事業所】



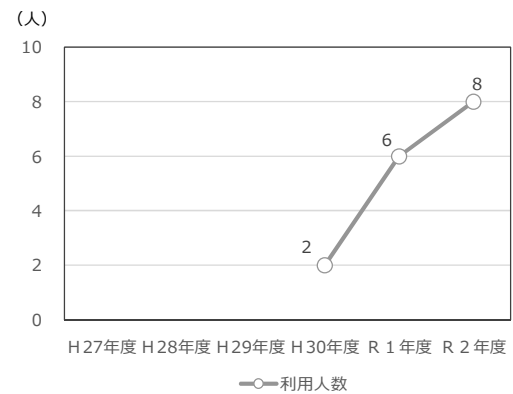
⑪就労定着支援

「就労定着支援」は平成 30 年 4 月 1 日施行となる改正障害者総合支援法の中で新たに創設された障害福祉サービスです。

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

利用者数は増加傾向にあります。

【市内事業所数…なし】

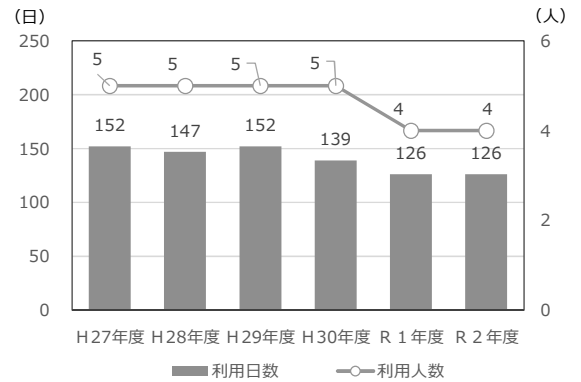


⑫療養介護

「療養介護」は医療と介護を常時必要とする障がい者に、療養病床での長期入院により、機能訓練や療養上の管理、介護を行います。

利用者数は毎年4～5人で推移しています。

【市内事業所数…なし】

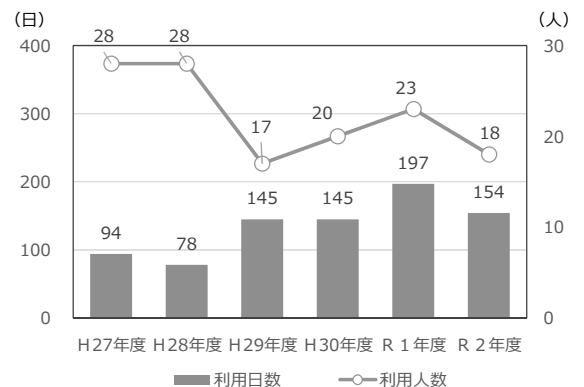


⑬短期入所

「短期入所」は宿泊を伴って短期間、施設で障がい者を預かり支援します。

利用者数は平成28年度から平成29年度にかけて大きく減少したものの、それ以降は再び増加傾向にあります。

【市内事業所数…1事業所】



⑭自立生活援助

自立生活援助は、平成30年4月1日施行となる改正障害者総合支援法の中で新たに創設された障害福祉サービスです。

居家で生活する障がい者が地域生活を継続する上で必要な情報の提供、助言並びに相談等の支援及び関係機関や地域住民との連絡調整等を行います。

本市では、平成30年度から令和2年度までの3年間にサービスを利用した人はみられません。

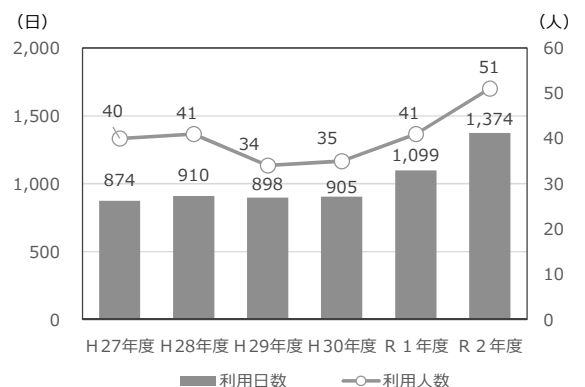
【市内事業所数…なし】

⑮共同生活援助（グループホーム）

「共同生活援助」は障がい者が共同生活を送る住居で、主として夜間において相談や介護などの必要な日常生活上の援助を受けます。

利用者数は、平成29年度以降増加傾向にあります。

【市内事業所数…6事業所】

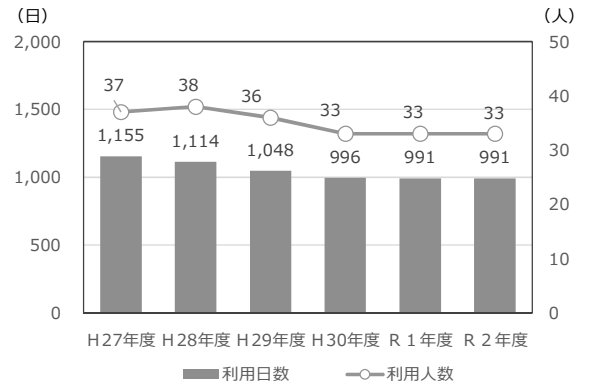


⑯施設入所支援

「施設入所支援」は施設に入所する人に、夜間に入浴、排泄、食事の介護等を行います。

利用者数は毎年 30 人強となっています。

【市内事業所数… 1 事業所】

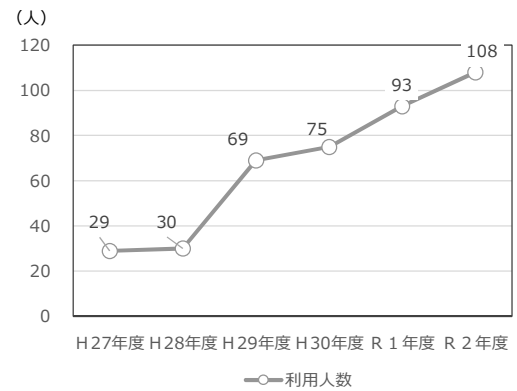


⑰計画相談支援

「計画相談支援」は、サービス利用にあたって、利用するサービスの種類や内容に関する「サービス等利用計画」の作成を行います。平成 24 年 4 月から支給決定プロセスの見直しにより、指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成することになりました。

利用者数は増加傾向にあります。

【市内事業所数… 4 事業所】

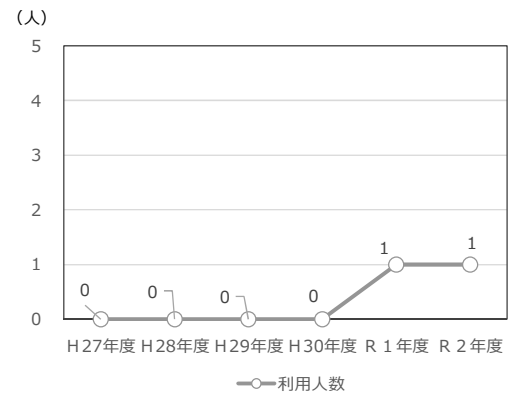


⑱地域移行支援 地域定着支援

地域移行支援は、施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談等の支援を行います。地域定着支援は、単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談等の必要な支援を行います。

利用者数は令和 2 年度で 1 人となっています。

【市内事業所数… 2 事業所】



9 児童福祉サービスの状況

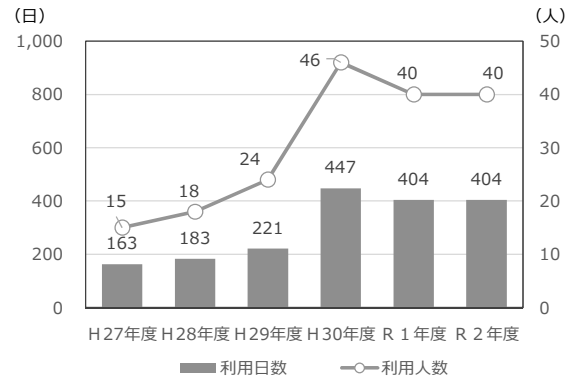
本市における障がいのある児童を対象としたサービスの利用状況は、次のようになっています。（事業所数は令和2年11月時点のものです。）

① 児童発達支援

「児童発達支援」は障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行うものです。

近年は、利用者数、利用日数ともに継続して増加傾向にあります。

【市内事業所数…8事業所】

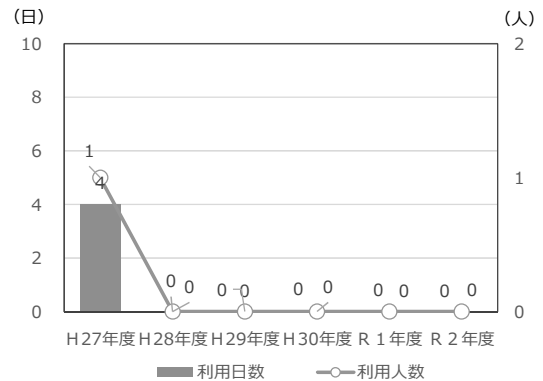


② 医療型児童発達支援

「医療型児童発達支援」は上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

平成29年度、30年度、31年度（令和元年度）の利用はありません。

【市内事業所数…0事業所】

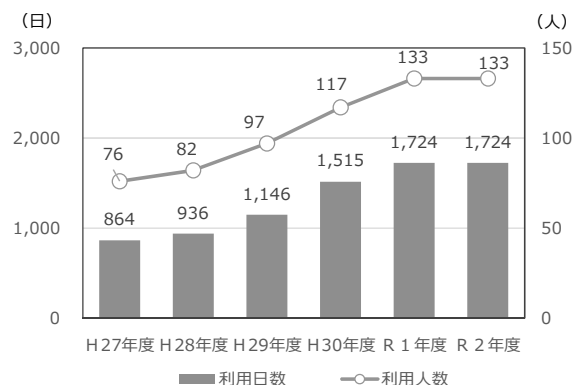


③ 放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス」は学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練等を行うものです。

近年の利用者数は、増加傾向にあります。

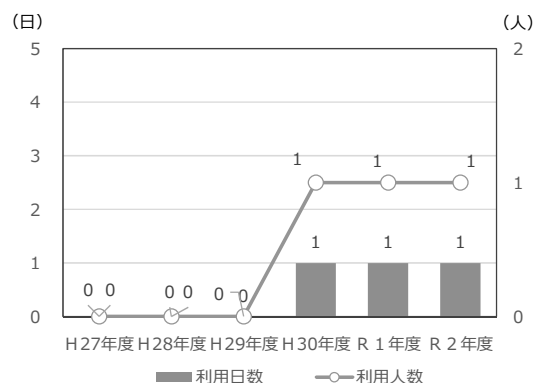
【市内事業所数…12事業所】



④ 保育所等訪問支援

「保育所等訪問支援」は保育所や幼稚園、小学校などに支援員が訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【市内事業所数…1事業所】



⑤居宅訪問型児童発達支援

「居宅訪問型児童発達支援」は平成 30 年 4 月 1 日施行の児童福祉法一部改正により新たに創設されたサービスです。

重度の障害等により外出が著しく困難な児童が放課後等デイサービス、就学中の障害児に、授業の終了後または夏休みなどの休業日に生活能力向上のために必要な訓練を行います。

平成 31 年度（令和元年度）、令和 2 年度の利用はありません。

【市内事業所数…1 事業所】

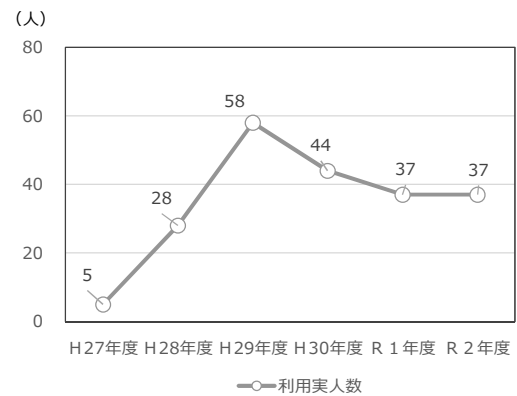
⑥障害児相談支援

「障害児相談支援」は障がい児が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

通所支援等のサービス利用者のほとんどに支援を行うようになってきています。

利用者数は平成 29 年度以降減少傾向にあります。

【市内事業所数…4 事業所】



■ 第3章 アンケート・ヒアリング調査の実施 ■

1 アンケート調査結果のまとめ

(1) アンケート調査の実施概要

アンケート調査は、障がいのある人の意識や実態、福祉サービスに対するニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

また、今回の調査では障害者手帳を所持しているもののサービスが未利用の方について調査し、その実態把握に努めました。

	障害者手帳所持者調査		サービス事業者調査
		未利用者	
(1) 調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者	手帳所持のうち、下記該当の未利用者 65歳未満、体幹機能障害1・2級、療育A～C、精神1級	市内に所在する障害福祉サービス等事業者
(2) 対象者数	1,000人 身体 500人 療育 200人 精神 300人	212人	24件
(3) 抽出方法	抽出	全数	全数
(4) 調査方法	郵送配布・回収		郵送配布・回収
(5) 調査時期	令和2年8月～9月		令和2年8月～9月

■ 配布回収数

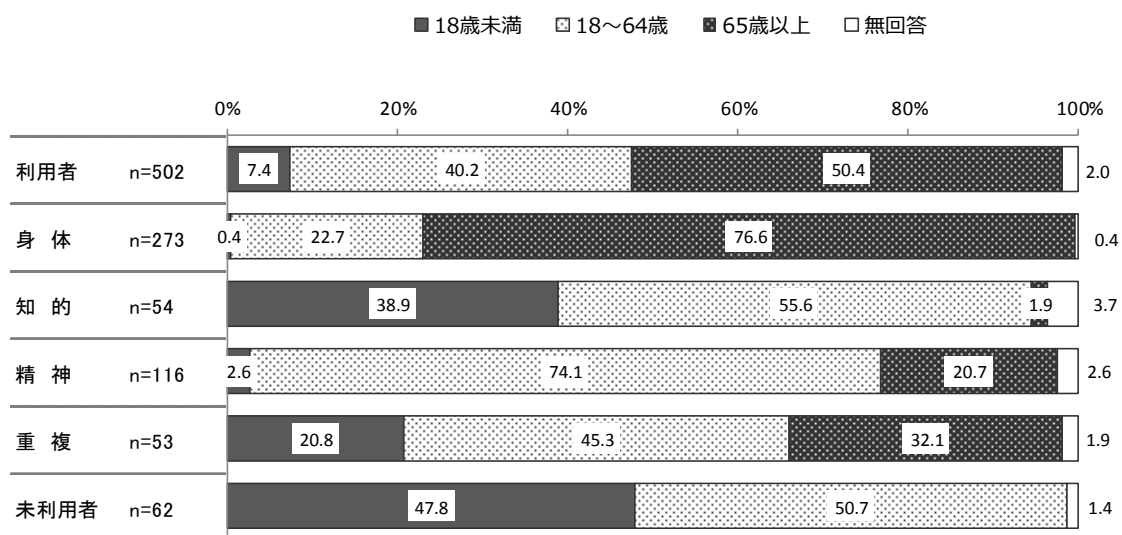
	配布数 A	回収数 B	有効回収数 C	有効回収率 C/A
障害者手帳所持者調査	1,000	502	502	50.0%
未利用者	212	69	69	33.0%
サービス事業者等調査	24	22	22	91.7%

(2) 調査結果

①属性について

回答者の年齢の内訳は、「65歳以上」が50.4%と最も多く、次いで、「18～64歳」が40.2%となっており、65歳以上が約半数を占めています。また、障がい別でみると身体では65歳以上が、約8割を占めています。

未利用者では、「17歳以下」が47.8%と最も多くなっています。



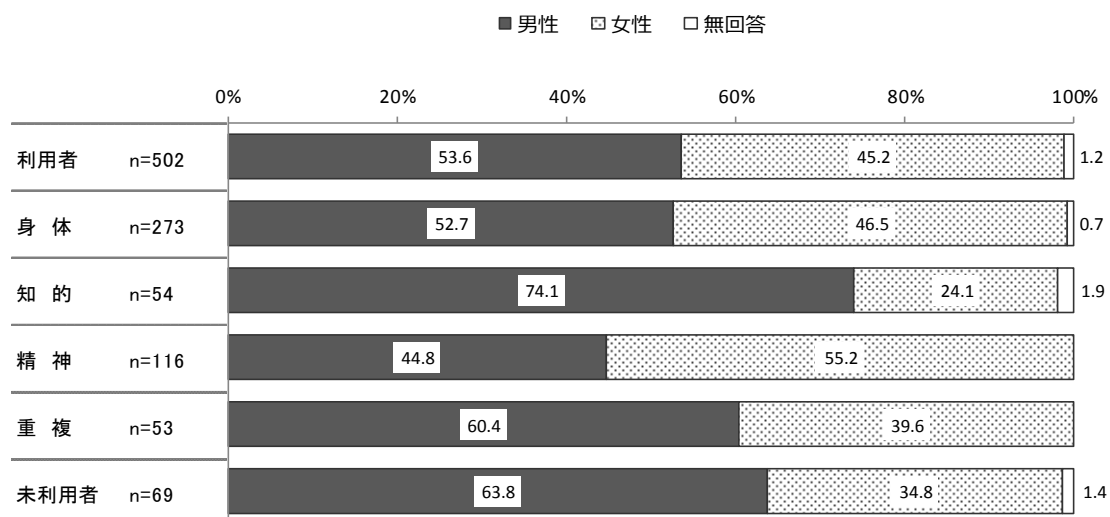
※調査結果には未利用者調査の結果も含まれます。

※重複とはアンケートの回答で、身体と知的、知的と精神など「障害」を2つ以上回答した方。

性別は、「男性」が53.6%、「女性」が45.2%となっています。

障がい別でみると、身体や知的、重複では男性の占める割合が高くなっているのに対し、精神では男性に比べ女性の占める割合が高くなっています。

未利用者では、「男性」が63.8%、「女性」が34.8%となっています。

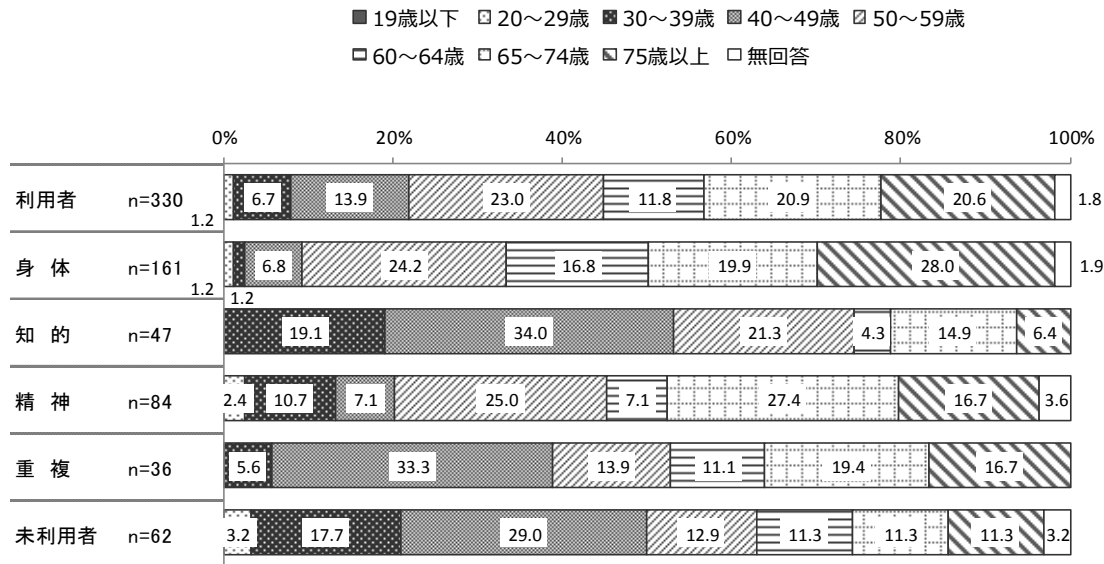


②介助者について

主に介助している方の年齢については、「50～59歳」が23.0%と最も多く、次いで「65～74歳」が20.9%、「75歳以上」が20.6%となっています。

障がい別でみると、身体では「75歳以上」（28.0%）、知的では「40～49歳」（34.0%）、精神では「65～74歳」（27.4%）、「重複」では「40～49歳」（33.3%）が最も多くなっています。

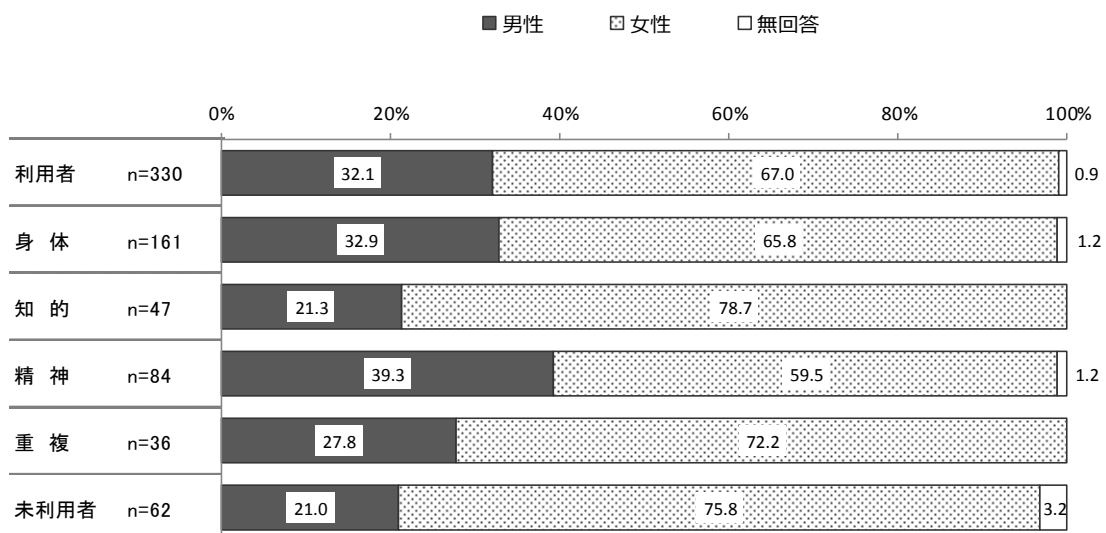
未利用者では「40～49歳」が29.0%と最も多くなっています。



主な介助者の性別は、「男性」が32.1%、「女性」が67.0%となっており、女性の介助者が多くなっています。

障がい別でみると、知的では「女性」が78.7%と多くなっています。

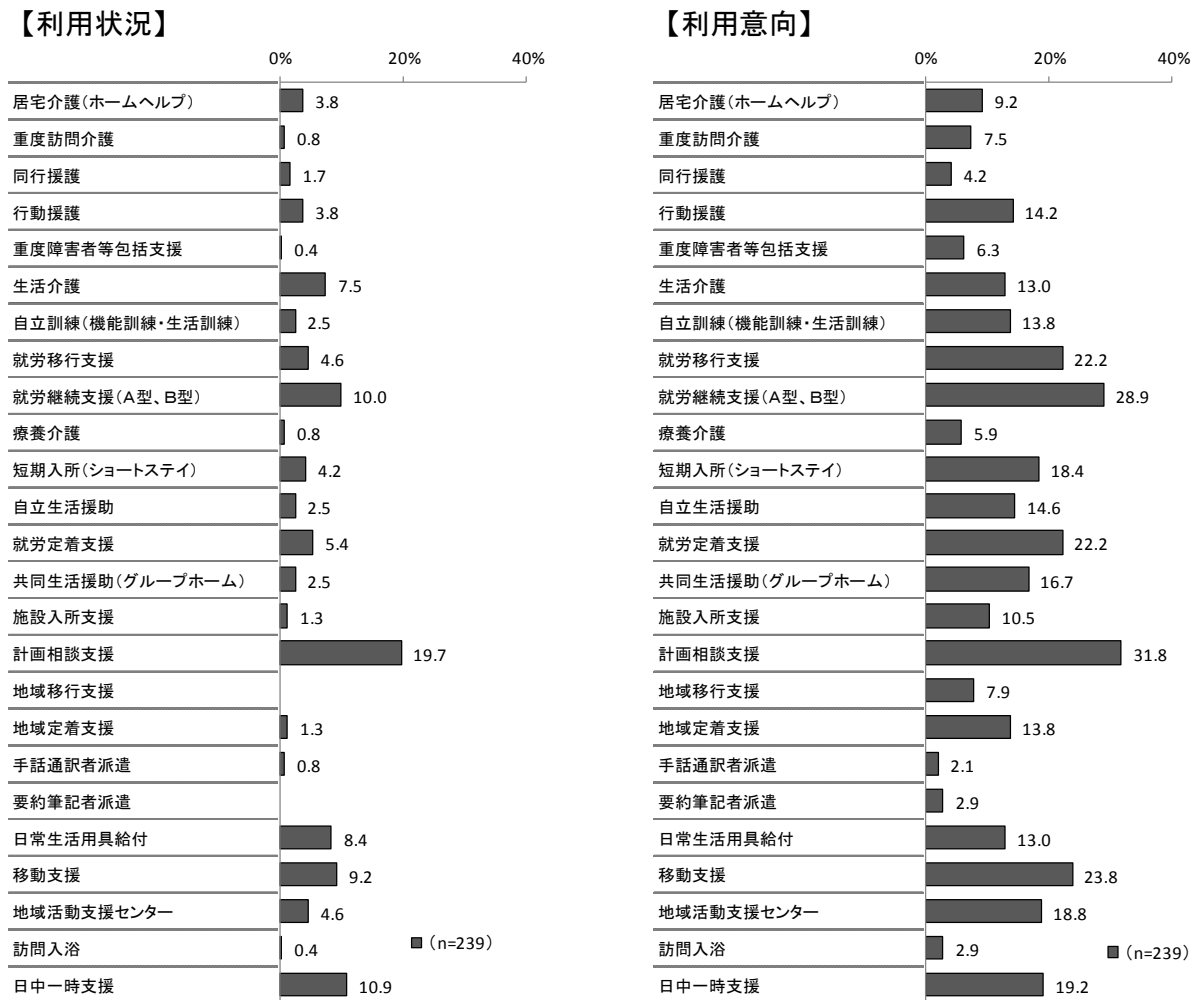
未利用者では「男性」が21.0%、「女性」が75.8%となっています。



③障害福祉サービス等の利用について

現在、利用している障害福祉サービスについては、「計画相談支援」が 19.7%と最も多く、次いで「日中一時支援」が 10.9%、「就労継続支援（A型、B型）」が 10.0%となっています。

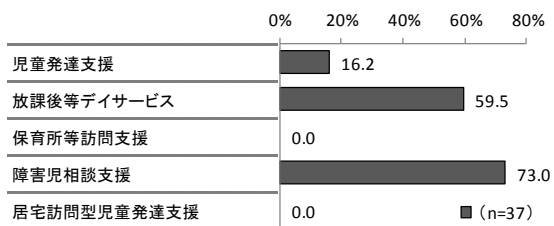
今後の利用意向をみると、「計画相談支援」が 31.8%と最も多く、次いで「就労継続支援（A型、B型）」が 28.9%、「移動支援」が 23.8%、「就労移行支援」「就労定着支援」が 22.2%となっています。また、いずれのサービスも利用意向が利用状況を上回っていることから、潜在的な利用意向が高いことがうかがえます。



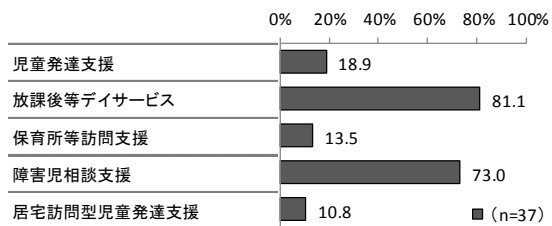
現在、利用している障害児福祉サービスについては、「障害児相談支援」が 73.0%と最も多く、次いで「放課後等デイサービス」が 59.5%、「児童発達支援」が 16.2%となっています。

今後の利用意向については、「放課後等デイサービス」が 81.1%と最も多く、次いで「障害児相談支援」が 73.0%、「児童発達支援」が 18.9%となっています。

【利用状況】



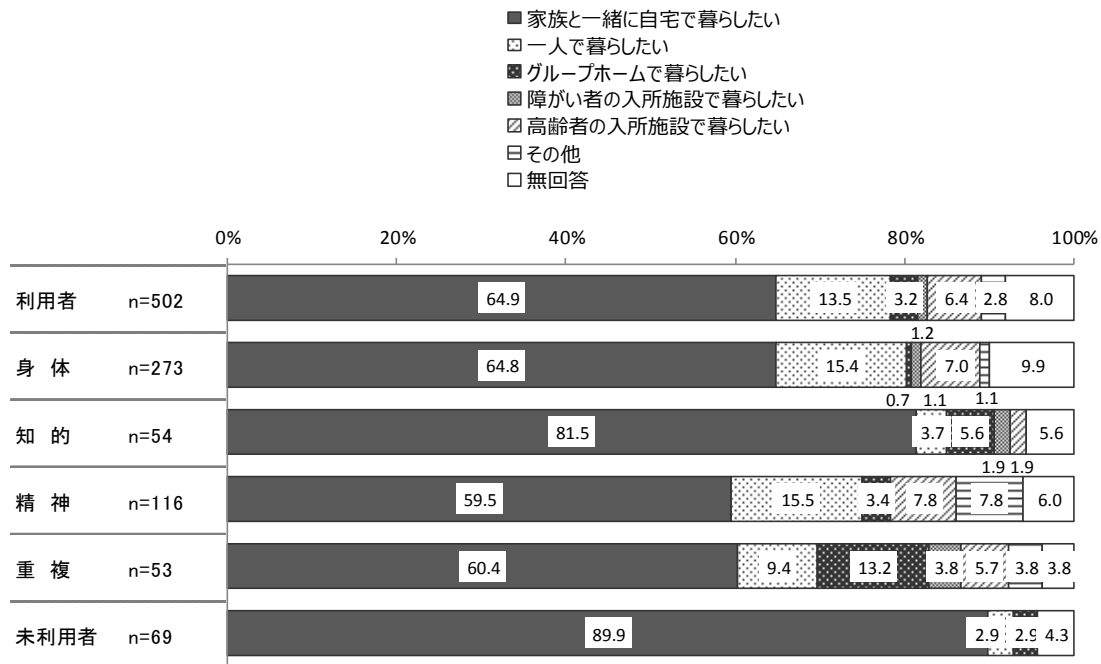
【利用意向】



④住まいや暮らしについて

今後3年以内に希望する暮らし方については、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が64.9%と最も多く、次いで「一人で暮らしたい」が13.5%となっています。

障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が最も多くなっており、特に知的では81.5%となっています。



希望する暮らしを送るためには、必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が51.8%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が32.9%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が31.1%、「相談対応等の充実」が28.9%となっています。

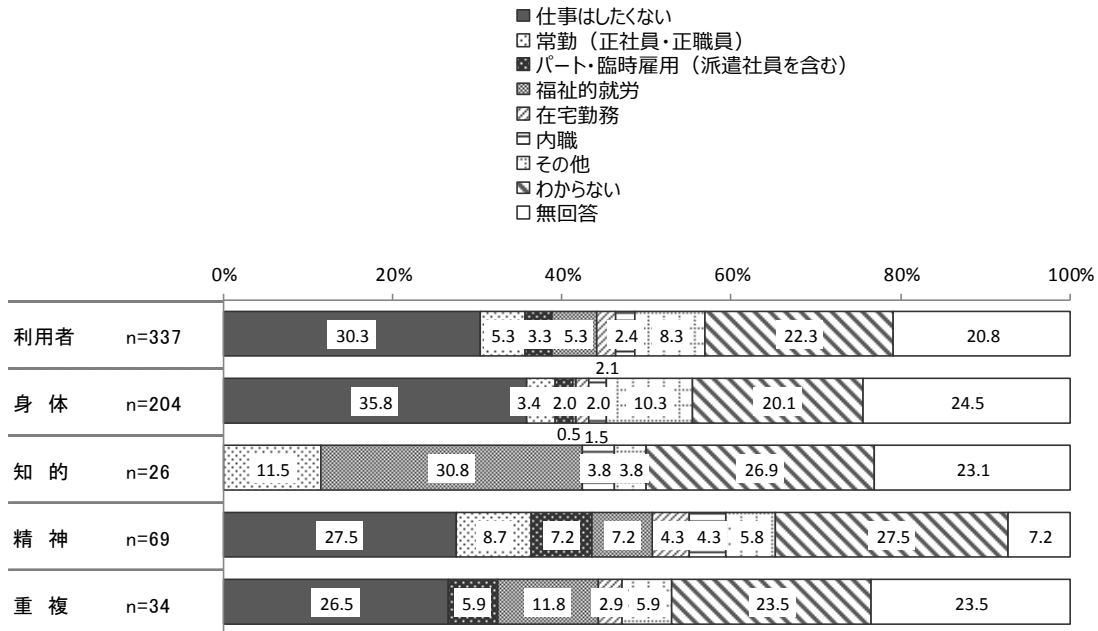
障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。身体や重複では次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、知的や重複では「障害のある方が共同生活を行うグループホーム等の確保」、精神では「相談対応等の充実」が多くなっています。

		調査数	問18 地域で生活するために必要な支援									
			在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	障害のある方が共同生活を行うグループホーム等の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	コミュニケーションについての支援	その他	無回答
調査数		502	31.1	12.0	32.9	13.3	51.8	28.9	16.7	15.9	2.6	17.3
障がい別	身体	273	39.2	2.9	40.3	10.3	43.6	22.7	10.6	8.4	2.9	21.2
	知的	54	14.8	42.6	18.5	24.1	53.7	31.5	33.3	29.6	-	11.1
	精神	116	17.2	7.8	21.6	12.9	69.8	44.0	25.0	25.9	2.6	12.9
	重複	53	34.0	35.8	35.8	17.0	50.9	22.6	11.3	18.9	3.8	13.2

⑤就労について

今後、希望する働き方については、「仕事はしたくない」が 30.3%と最も多くなっています。一方で、“仕事を希望している人”は 26.7%と約 4 人に 1 人の割合となっています。

障がい別でみると、身体や精神、重複では「仕事はしたくない」、知的では「福祉的就労」が最も多くなっています。



障がい者の就労支援として必要なことについては、「自分ができる仕事を知ったり試したりできる場所」が 41.4%と最も多く、次いで「障がいがあっても働ける職場の求人情報の提供」が 37.8%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 29.7%、「職場で障がいに応じた介助や援助等が受けられること」が 27.5%、「通勤手段の確保」が 24.5%となっており、障がい者の就労に対するニーズは多岐に渡っています。

障がい別でみると、身体や精神では「自分ができる仕事を知ったり試したりできる場所」「障がいがあっても働ける職場の求人情報の提供」などが多くなっています。精神では「自分ができる仕事を知ったり試したりできる場所」「通勤手段の確保」、重複では「職場で障がいに応じた介助や援助等が受けられること」が最も多く、次いで「自分ができる仕事を知ったり試したりできる場所」「通勤手段の確保」となっています。

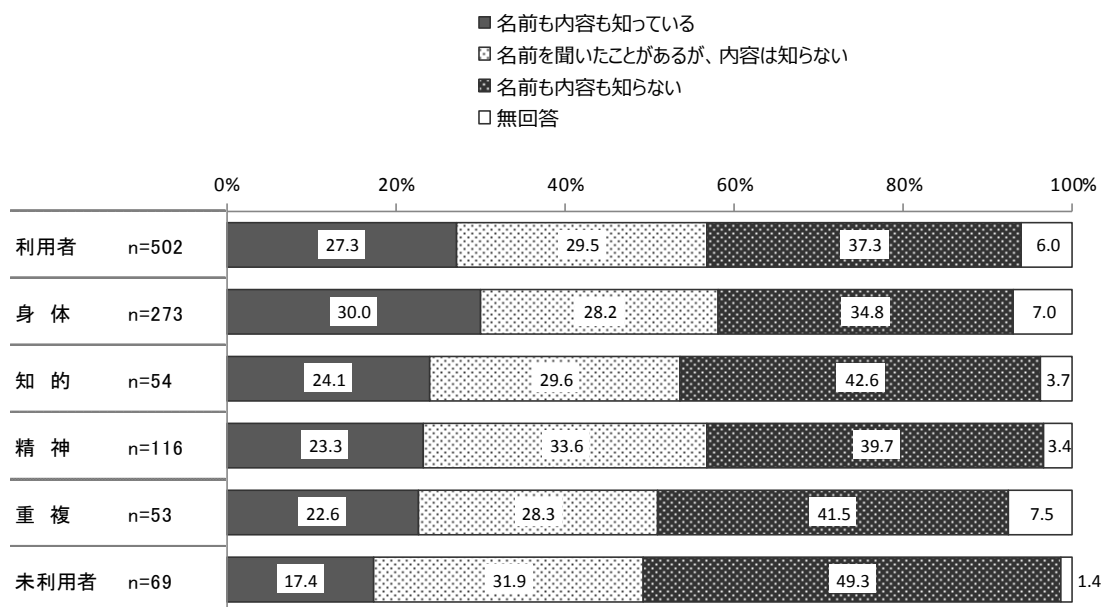
	調査数	必要なこと											
		自分ができる仕事を知ったり試したりできる場所	障がいがあっても働ける職場の求人情報の提供	通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	職場で障がいに応じた介助や援助等が受けられること	短時間勤務や勤務日数等の配慮	在宅勤務の拡充	パソコンや介護など就職に役立つ資格を取るための訓練	仕事についての職場外での相談対応、支援	その他	無回答	
調査数	502	41.4	37.8	24.5	14.7	27.5	29.7	15.3	14.9	21.7	10.4	23.5	
障がい別	身体	273	34.1	29.3	18.3	16.5	17.2	23.8	13.6	11.4	10.6	12.1	31.5
	知的	54	64.8	44.4	46.3	7.4	42.6	25.9	7.4	13.0	37.0	9.3	13.0
	精神	116	47.4	57.8	19.8	7.8	37.1	43.1	23.3	22.4	32.8	6.9	11.2
	重複	53	39.6	30.2	39.6	28.3	43.4	32.1	17.0	17.0	34.0	11.3	18.9

⑥権利擁護について

成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知らない」が37.3%と最も多くなっています。一方で、「名前も内容も知っている」は27.3%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」は29.5%となっており、これらを合わせた認知度は56.8%となっています。

障がい別で見ると、成年後見制度の認知度は、身体では58.2%、知的では53.7%、精神では56.9%、重複では50.9%となっています。

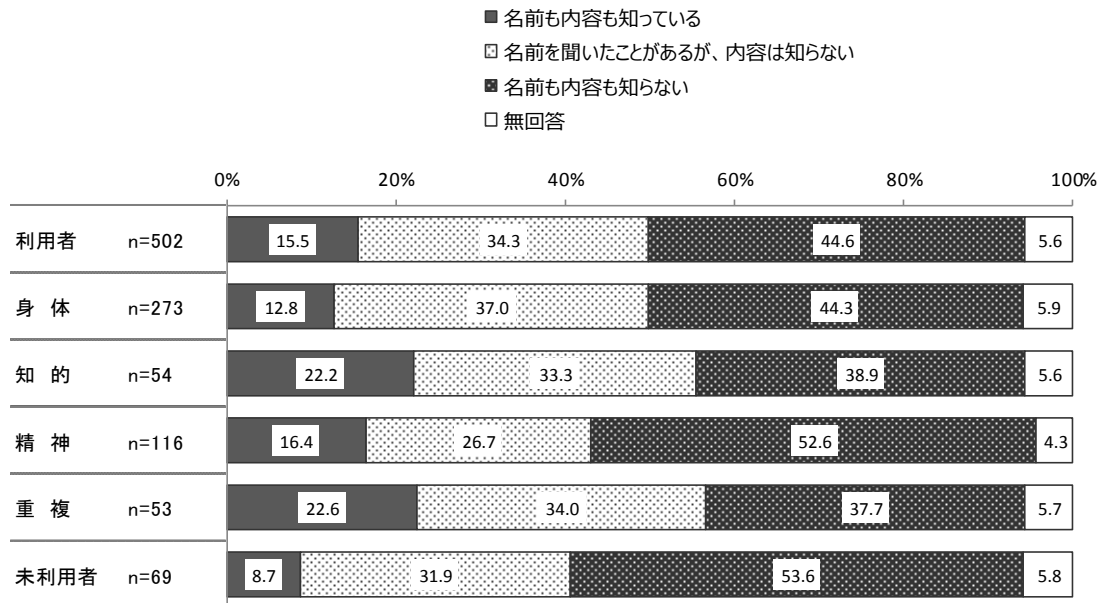
未利用者では認知している人は49.3%となっています。



障害者虐待防止法の認知度については、「名前も内容も知らない」が 44.6%と最も多くなっています。一方で、「名前も内容も知っている」は 15.5%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」は 34.3%となっており、これらを合わせた認知度は 49.8%となっています。

障がい別でみると、障害者虐待防止法の認知度は、身体では 49.8%、知的では 55.5%、精神では 43.1%、重複では 56.6%となっています。

未利用者では認知している人は 40.6%となっています。

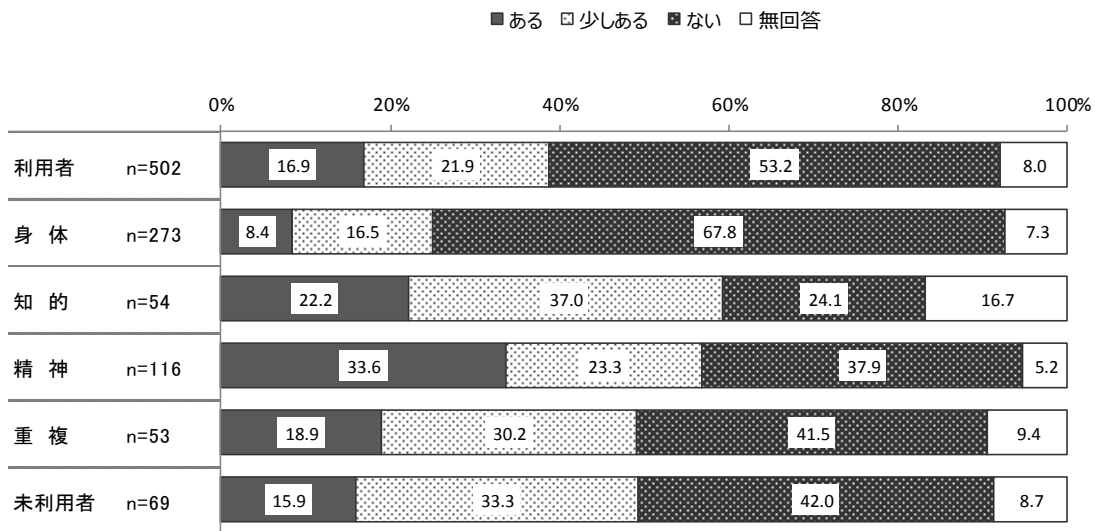


⑦障がいへの理解について

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについては、「ない」が 53.2%と最も多くなっています。一方で、「ある」は 16.9%、「少しある」は 21.9%となっており、これらを合わせた、“差別や嫌な思いをしたことがある人”が 38.8%となっています。

障がい別でみると、“差別や嫌な思いをしたことがある人”は、身体では 24.9%にとどまっているものの、知的では 59.2%、精神では 56.9%、重複では 49.1%となっています。

未利用者では、“差別や嫌な思いをしたことがある人”が 49.2%となっています。



障がいのある方に対する市民の理解を深めるために必要なことについては、「学校での障がいに関する教育や情報提供」が 31.1%と最も多く、次いで「障がいのある方の社会参加（就労・就学など）」が 28.3%、「広報や冊子を通じた障がいに対する理解啓発」が 27.3%となっています。

障がい別でみると、身体では「広報や冊子を通じた障がいに対する理解啓発」「学校での障がいに関する教育や情報提供」が多くなっています。知的では「学校での障がいに関する教育や情報提供」「障がいのある方の社会参加（就労・就学など）」が5割を超えています。精神では「広報や冊子を通じた障がいに対する理解啓発」が最も多く、次いで「障がいのある方の社会参加（就労・就学など）」、重複では「障がいのある方の社会参加（就労・就学など）」が最も多く、次いで「学校での障がいに関する教育や情報提供」の順となっています。

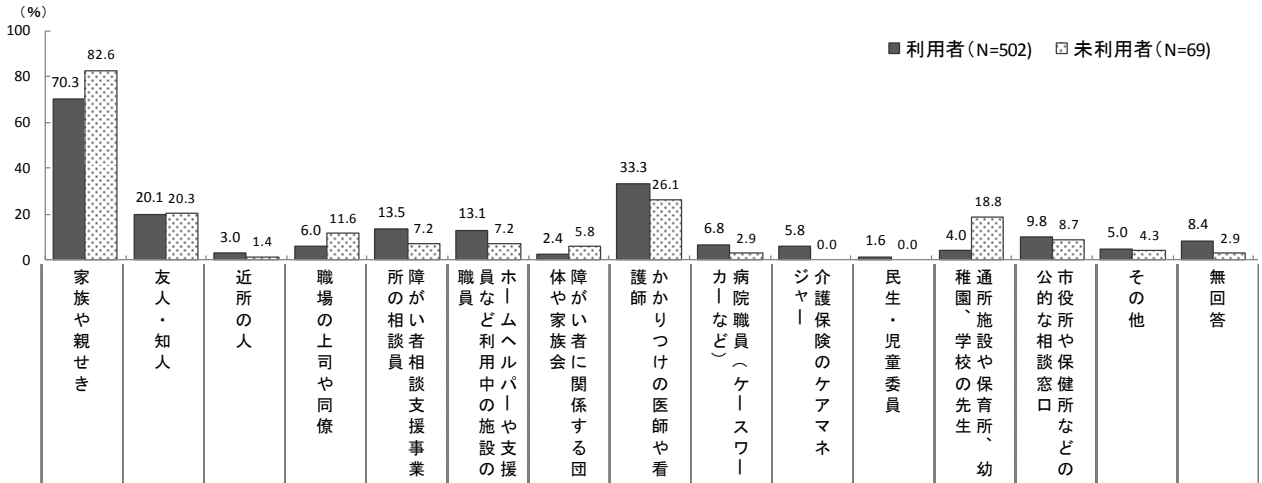
		問37 障がいのある方に対する市民の理解を深めるために必要なこと											
		調査数	広報や冊子を通じた障がいに対する理解啓発	障がいのある方へのボランティア活動の支援	学校での障がいに関する教育や情報提供	障がいに関する講演会や学習会の開催	障がいのある方との交流イベントの実施	障がいのある方の社会参加（就労・就学など）	福祉施設の地域への開放や地域住民との交流	障がいのある方の地域のまちづくりへの参加	その他	わからない	無回答
調査数		502	27.3	19.3	31.1	14.7	15.5	28.3	19.9	16.5	2.8	21.9	14.3
障がい別	身体	273	27.5	20.1	27.5	12.5	12.5	22.7	15.4	13.2	2.2	22.3	17.9
	知的	54	18.5	7.4	51.9	14.8	20.4	50.0	31.5	20.4	5.6	9.3	14.8
	精神	116	29.3	17.2	25.0	18.1	12.9	25.9	17.2	15.5	3.4	26.7	10.3
	重複	53	26.4	30.2	37.7	18.9	30.2	39.6	34.0	28.3	1.9	24.5	3.8

⑧相談相手・情報の入手について

普段、悩みや困ったことの相談者については、「家族や親せき」が 70.3%と最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が 33.3%、「友人・知人」が 20.1%となっています。

未利用者では「家族や親せき」が 82.6%と最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が 26.1%となっています。

障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「家族や親せき」が最も多くなっています。次いで身体、精神、重複では「かかりつけの医師や看護師」、知的では「障がい者相談支援事業所の相談員」があげられています。

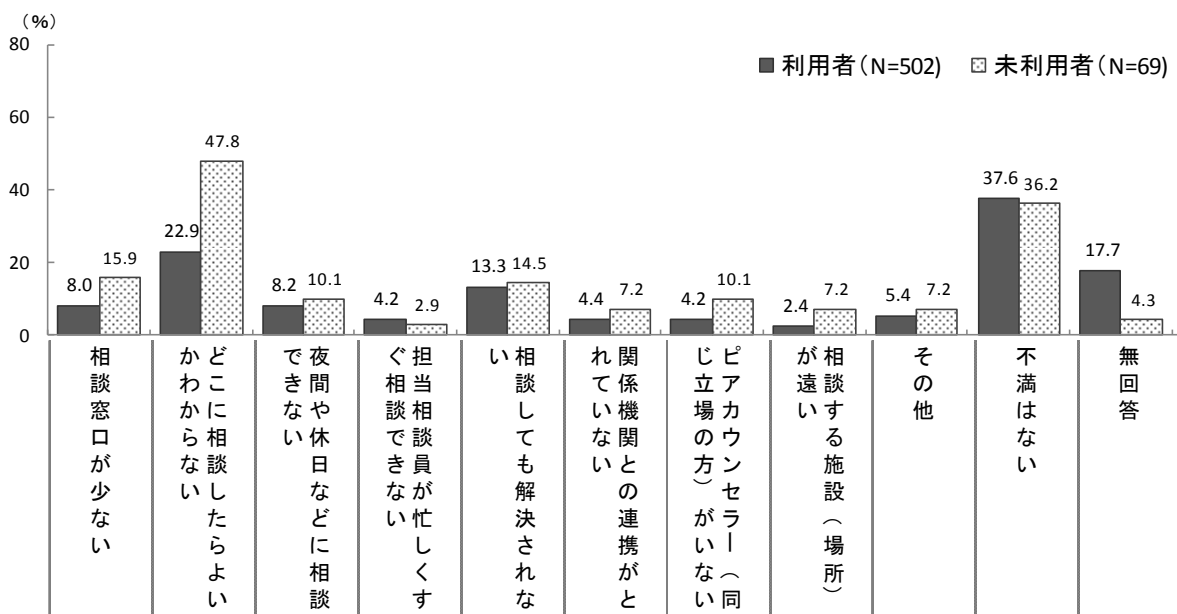


調査数		問39 普段、悩みや困ったときの相談者															
		家族や親せき	友人・知人	近所の人	職場の上司や同僚	障がい者相談支援事業所の相談員	ホームヘルパーや支援関係する施設の職員	障がい者に関係する団体や家族会	かかりつけの医師や看護師	病院職員(ケースワーカーなど)	介護保険のケアマネジャー	民生・児童委員	通所施設や保育所、幼稚園、学校の先生	市役所や保健所などの公的な相談窓口	その他	無回答	
調査数	502	70.3	20.1	3.0	6.0	13.5	13.1	2.4	33.3	6.8	5.8	1.6	4.0	9.8	5.0	8.4	
障がい別	身体	273	69.6	17.6	4.0	1.8	3.7	8.8	0.7	27.8	4.4	8.8	2.2	-	8.8	5.9	10.3
	知的	54	75.9	18.5	-	16.7	24.1	20.4	5.6	18.5	1.9	-	-	20.4	5.6	-	11.1
	精神	116	69.8	27.6	1.7	7.8	25.0	14.7	3.4	50.0	15.5	3.4	0.9	2.6	11.2	4.3	2.6
	重複	53	69.8	20.8	3.8	11.3	28.3	26.4	5.7	39.6	5.7	1.9	-	7.5	13.2	5.7	7.5

現在の障がい者支援に関する相談体制の不満については、「不満はない」が 37.6%と最も多くなっています。一方で、何らかの不满がある人では「どこに相談したらよいかわからない」が 22.9%と最も多く、次いで「相談しても解決されない」が 13.3%となっています。

未利用者では「どこに相談したらよいかわからない」が 47.8%と最も多く、次いで「不満はない」が 36.2%となっています。

障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「不満はない」が最も多く、次いで「どこに相談したらよいかわからない」の順となっています。



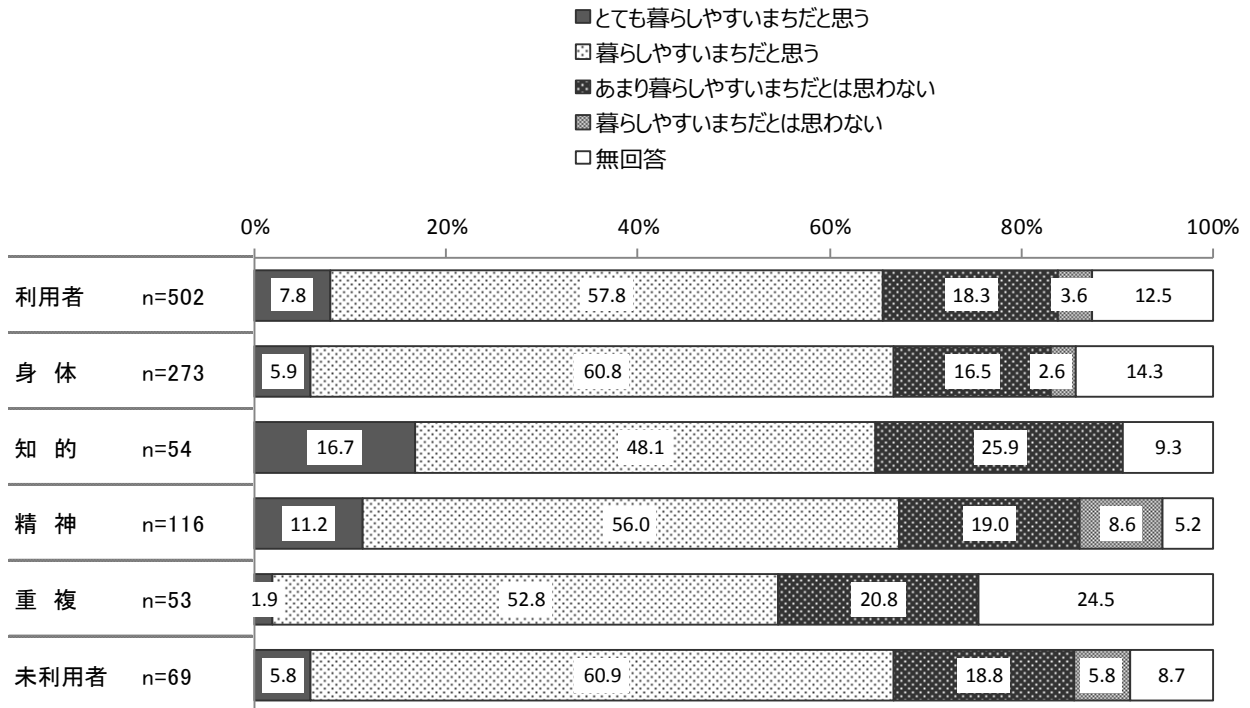
		調査数	問40 現在の障がい者支援に関する相談体制に対する不満										
			相談窓口が少ない	どこに相談したらよいかわからない	夜間や休日などに相談できない	担当相談員が忙しく相談できない	相談しても解決されない	関係機関との連携がとれない	ピアカウンセラー(同じ立場の方)がいない	相談する施設(場所)が遠い	その他	不満はない	無回答
調査数		502	8.0	22.9	8.2	4.2	13.3	4.4	4.2	2.4	5.4	37.6	17.7
障がい別	身体	273	4.0	20.5	3.7	0.4	8.1	2.9	1.1	1.1	5.1	44.0	22.3
	知的	54	18.5	22.2	13.0	5.6	20.4	11.1	9.3	7.4	7.4	29.6	20.4
	精神	116	8.6	26.7	15.5	9.5	22.4	4.3	7.8	-	6.9	27.6	8.6
	重複	53	13.2	24.5	11.3	9.4	11.3	5.7	7.5	7.5	1.9	37.7	11.3

⑨暮らしやすさについて

障がい者にとって豊明市の暮らしやすさについては、「暮らしやすいまちだと思う」が 57.8%と最も多く、これに「とても暮らしやすいまちだと思う」（7.8%）を合わせた“暮らしやすいと感じている人”が 65.6%となっています。

未利用者では“暮らしやすいと感じている人”は 66.7%となっています。

障がい別でみると、“暮らしやすいと感じている人”は身体では 66.7%、知的では 64.8%、精神では 67.2%、重複では 54.7%となっています。



将来の生活に対する不安については、「家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか」が 43.6%と最も多く、次いで「経済的に安定した生活を送ることができるか」が 39.2%、「必要な福祉サービスを受けられるか」が 36.5%、「福祉サービスを受けるのにどの程度の費用がかかるのか」が 34.5%となっています。

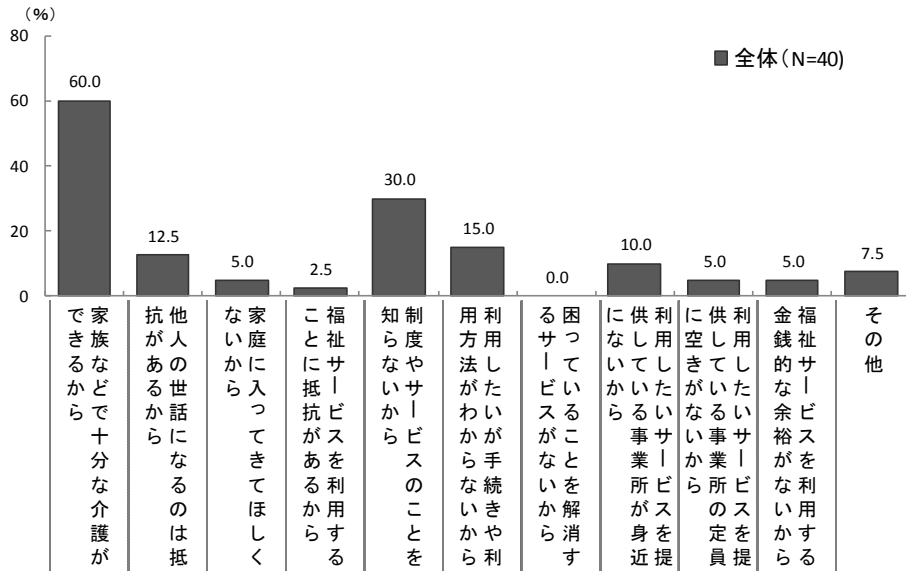
障がい別でみると、身体では「家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか」「健康を維持できるか（二次的障がいのおそれ）」が 33.0%と最も多くなっています。知的や重複では「家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか」、精神では「経済的に安定した生活を送ることができるか」が最も多くなっています。

障がい別	調査数	将来の生活に対する不安について												
		家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか	必要な福祉サービスを受けられるか	福祉サービスを受けるのにどの程度の費用がかかるのか	住む（生活する）ところを確保できるか	経済的に安定した生活を送ることができるか	就業・就学先を確保できるか	いざというときの相談相手を持つことができるか	健康を維持できるか（二次的障がいのおそれ）	障がい進行するのではないか	生きがいを見つけることができるか	その他	特に不安はない	無回答
	502	43.6	36.5	34.5	19.1	39.2	14.3	22.3	32.9	25.1	17.3	1.4	12.9	7.2
身体	273	33.0	30.4	30.0	9.2	27.5	3.3	12.8	33.0	26.0	11.7	0.7	17.2	8.4
知的	54	63.0	48.1	48.1	29.6	40.7	35.2	25.9	22.2	7.4	22.2	1.9	9.3	7.4
精神	116	50.9	39.7	33.6	31.9	62.1	29.3	36.2	36.2	31.9	27.6	3.4	8.6	2.6
重複	53	60.4	45.3	39.6	28.3	45.3	15.1	34.0	37.7	26.4	17.0	-	3.8	11.3

⑩障害福祉サービスの未利用の理由等について

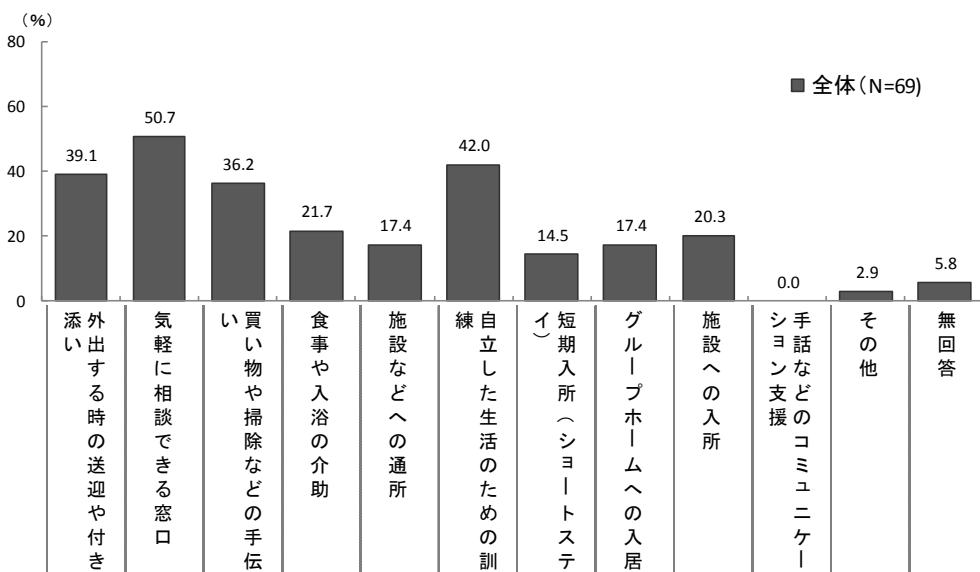
今回の調査では障害者手帳を所持しているもののサービスが未利用の方について調査し、その実態把握に努めました。

障害福祉サービスを利用していない理由については、「家族などで十分な介護ができるから」が 60.0%と最も多く、次いで「制度やサービスのことを知らないから」が 30.0%、「利用したいが手続きや利用方法がわからないから」が 15.0%、「他人の世話になるのは抵抗があるから」が 12.5%となっています。



介助している家族等が介助ができなくなり、1人で生活するような状況になった時に希望するサービスについては、「気軽に相談できる窓口」が 50.7%と最も多く、次いで「自立した生活のための訓練」が 42.0%、「外出する時の送迎や付き添い」が 39.1%、「買い物や掃除などの手伝い」が 36.2%となっています。

また、1人で生活するような状況になる前に必要な支援等について、「施設への体験入所」「介助してくれる人の確保、支援してくれる人の確保」「生活をしていくための補助支援」などの意見があげられています。



2 事業所アンケート調査結果のまとめ

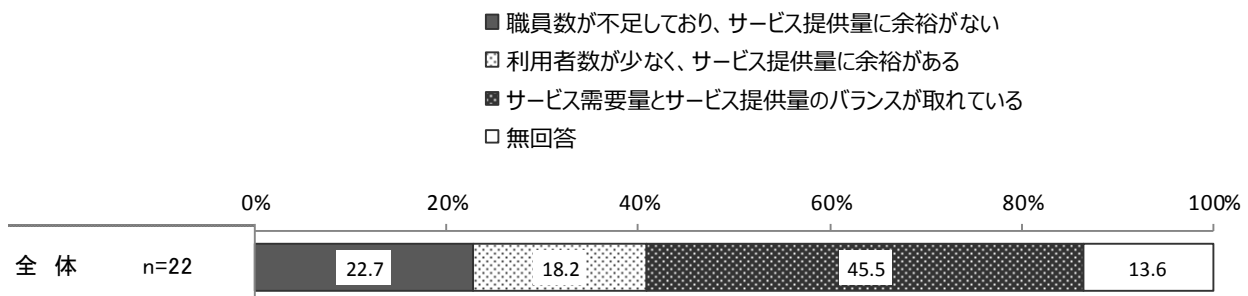
(1) 事業所アンケート調査の実施概要

本調査は、事業所の実態や今後の事業・活動意向、福祉サービスの提供状況等の状況を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査結果

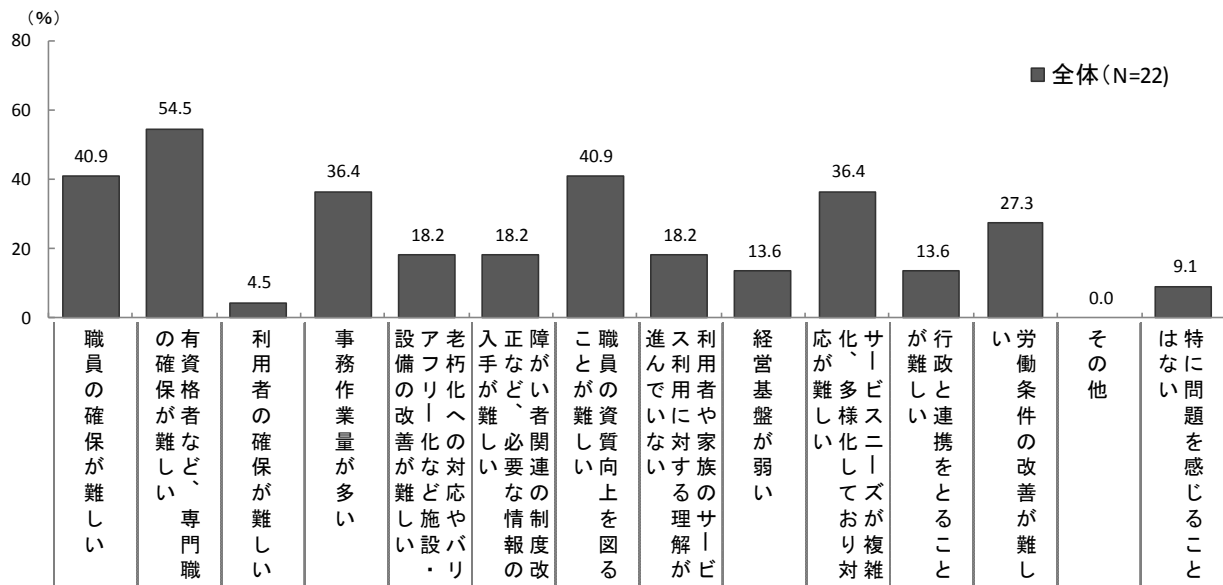
①サービスの提供状況について（単数回答）

現在の事業所におけるサービス提供の状況については、「サービス需要量とサービス提供量のバランスが取れている」が45.5%と最も多くなっています。また、「職員数が不足しており、サービス提供量に余裕がない」が22.7%となっているのに対し、「利用者数が少なく、サービス提供量に余裕がある」は18.2%となっています。



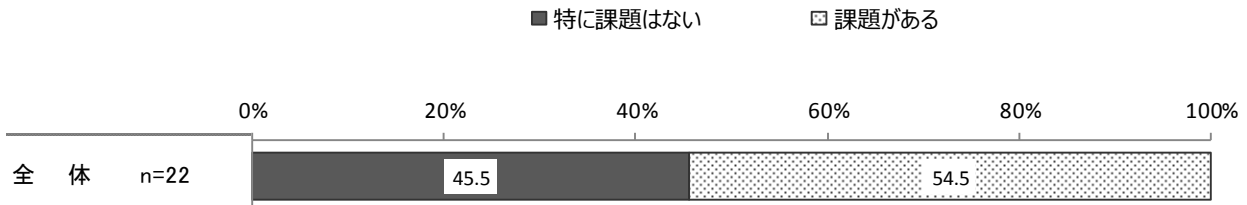
②円滑な事業運営を進めていく上での問題点（複数回答）

円滑な事業運営を進めていく上で、問題を感じることは、「有資格者など、専門職の確保が難しい」が54.5%と最も多く、次いで「職員の確保が難しい」「職員の資質向上を図ることが難しい」が40.9%となっています。



③市内で提供されている障害福祉サービスで課題があると思われるサービス（単数回答）

市内で提供されている障害福祉サービス等のうち、提供にあたって特に課題があると思われるサービスについては、「特に課題はない」が 45.5%、「課題がある」が 54.5%となっています。



■ 課題があると思われるサービスと具体的な内容

サービス名	具体的な課題の内容
児童発達支援 放課後等デイサービス	事業所数が足りていないので、補助金や市の方から新店の呼びかけを行ってほしい
相談支援事業	相談事業所の担当会議をしてほしい。計画書の原本が来ない
就労継続支援 A 型（雇用型） 就労継続支援 B 型（非雇用型） 地域活動支援センター事業 放課後等デイサービス	サービス量の偏り。地域活動支援センター事業は少ない。就労継続支援 B 型（非雇用型）、放課後等デイサービスは多すぎ
計画相談支援	担当ケースが増え、業務量過多である。今後も利用者は増加していくので、事業所の数を増やすか、各事業所の担当者を増やせるよう経済的支援を行うか、何らかの対策が必要だと思う。個々のケースにきめ細かく対応することは困難である
生活介護	身障者は入浴支援を目的とした利用が多く、市外からの利用希望者において特に送迎対応が厳しいことが多い
計画相談支援 相談支援事業 障害児相談支援	相談員が定着していない。相談員がすぐに代わるため、相談側が担当の相談員が誰かわからなくなっている
相談支援事業と児童発達支援、放課後等デイサービスの連携	個別支援計画を立てていると、支援利用計画とのずれを感じる時があるので
計画相談支援	モニタリングの実施も事業所に電話があるだけで、個別訪問も特になく利用計画の内容も疑問を感じるものがある。1 人の相談支援員さんでは対応しきれない人数を抱えておられるのでは
計画相談支援 障害児相談支援	利用者の方の保護者の方などから、わからないこと、困っていることへの説明をしてもらえない。寄り添ってクリアする方向へと動いてもらえないなどのお話し（相談）をされることがあります。制度のこの説明やアプローチなど、できる事には対応していますが、やはり相談員さんには利用者さん、保護者の方に寄り添った、支援をしてもらいたいと思います。
計画相談支援 相談支援事業 障害児相談支援	相談員さんも少なく、たくさんの案件を抱えて大変かもしれませんが、事業所の様子を 1 度も見ることなく、1 回の電話で複数人の子の様子を聞いてモニタリング完了。母とは話をするかも、だけど本人には会わず、それでも良いのでしょうか。事業所の立場から言えば、相談員さん経由での利用者の見学等が過去に 1 度もないというのはありなのですか
短期入所（ショートステイ）	医療的ケアが必要な方の短期入所先が遠方だったり限られている
就労継続支援 A 型（雇用型） 短期入所（ショートステイ） 共同生活援助（グループホーム） 宿泊型自立訓練	利用希望があるがない、少ない

3 団体ヒアリング調査結果のまとめ

(1) 団体ヒアリング調査の実施概要

ヒアリング調査は、市内の障がい者団体の実態や今後の活動意向等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

区分	内容
調査対象	市内に所在する障がい者団体 (豊明市身体障害者福祉協会、豊明市手をつなぐ育成会、豊明家族会)
調査票の配布・回収	郵送配布・回収、メール、FAX
調査期間	令和2年8月～9月
回収数	3件

(2) 調査結果

① 団体活動及び事業を展開する上で課題となっていること

■ 豊明市身体障害者福祉協会

- ✓ 個人情報保護法により、すべてのことが「個人情報」として組織へ知らせないため、全員は1年が経過すれば平均年齢が1歳上がってしまう。早く組織をなくせと言っているに等しい。

■ 豊明市手をつなぐ育成会

- ✓ 学齢部会員数が少なく、学齢部単独行事ができなくなってきている。
- ✓ 青年部本人、親の高齢化が目立ち始めている。よって本人が行事参加するにあたり、ボランティアさん、ヘルパーの援助が必要になってきている。

■ 豊明家族会

- ✓ 会員の高齢化に伴い、事業展開するなどとは考えていない。活動に関しては親子で触れ合いするようなことを多少考えていたが、コロナの影響で当面は縮小してやっていく。精神特有な、一般家庭とは異なるコロナ対策を考えることも必要である。

② 障がい福祉全般について、最も課題（問題）と感ずること

■ 豊明市身体障害者福祉協会

- ✓ バリアフリーとは言葉のみ。相変わらず車椅子で出歩くこともままならない。店舗等へ行けば車椅子スペースに健常者が駐車している状態。市役所においても同様。車椅子スペースに屋根すらない。雨降りには車いすの人はじっとしておれということか。また、ハード面だけでなく、心の面においても差別はあると思われる。みんなが胸に手をあてて考える必要があるのではないか。

■ 豊明市手をつなぐ育成会

- ✓ 障がい福祉全般となると、「共生社会の実現」といっても、人々の福祉に対する意識はそんなに高くはない点が問題ではないか。そのため障がいのある人の就労、地域理解が進まないのかなと感じている。

■ 豊明家族会

- ✓ 一般の市民から偏見のない認識が得られ、どの障がい者やその家族も普通に生きられる社会を作るのが最大の課題と感じている。

③共生社会実現に向けた、障がいや障がい者への理解促進（市民への啓発）の現状や課題について

■ 豊明市身体障害者福祉協会

- ✓ 障がいや障がい者への理解促進は必要なこと。障がい者だからといって特別な目で見てもらう必要はない。市民への啓発も大切だが、自分たち行政にたずさわる人たちはもっと理解が必要ではないか。

■ 豊明市手をつなぐ育成会

- ✓ 障がいのある人が住み慣れた地域で将来に向かって暮らしていくのに第三者の支援は不可欠。小さい時から第三者の支援を受けることを慣れさせていくことが必要と感じる。
- ✓ 知的障がいはなかなか理解されがたいので、市民の方への福祉実践教室の継続や施設実習は大切だと考えています。
- ✓ 保育園や小学校などの小さな時から周りに障がい者が普通にいることが理解の第一歩。

■ 豊明家族会

- ✓ 精神障がいの場合は、障がいの特徴から理解促進が得られにくいのが現状です。学校教育・公共・地域・家庭が連携した長期的な理解活動が必須と思います。

④障害福祉サービスや相談体制等障がい者の地域での暮らしを支援する体制の現状と課題について

■ 豊明市身体障害者福祉協会

- ✓ 詳細はより理解していないが、障がい者といえども特別な存在ではなく、ごく普通に「人間」として扱ってほしいだけ。

■ 豊明市手をつなぐ育成会

- ✓ 相談員の数をもっと必要だと思う（市立の小中学校の支援級に通われている児童たちの保護者は相談員という存在すら知らないという現実もある）。学校・行政からも発信をしてもらいたい。
- ✓ 相談員さんについていただき、その時々アドバイスをいただけ生活の不安が減少して助かっていますが、知的だけではなく精神の方を含む年々相談員さんの負担が大きくなり、そのしわ寄せがどこかに来るのではと不安です。相談員さんの育成増員をお願いします。

■ 豊明家族会

- ✓ 障害福祉サービスや相談体制等は充実してきている。家族会としては感謝している。半面で自分の住んでいる町内などで、精神障がい者がどう暮らしているかわからないですが、区・町内レベルで理解され共生できる

状況が作れるのが理想と思います。

⑤保健・医療、精神保健等の現状と課題について

■ 豊明市身体障害者福祉協会

- ✓ 障がい者医療が65歳になるとなくなり、その代わりとして後期高齢者医療の障がいのみとなることは納得できない。たとえ社保であっても65歳未満と同様、障害者受給者証を発行すべきではないか。障がい者だから65歳以上は働かず、後期高齢者医療に加入して障がいを受ければよい。このこと自体が障がい者差別であり、障がい者福祉、共生社会などとは言えないのではないか。

■ 豊明市手をつなぐ育成会

- ✓ 現在、健診は通所施設のみ。胃がん健診も受けさせてみたいけどわが子たちでは無理。
- ✓ 子どもが小さいときは親もパワーがあり、精神、歯科、内科、外科等調べ上げてでも連れていけたが、本人、親も年を重ね体力的にも辛くなり、あちこち連れて行くことができなくなったので、市内に一括した保健医療施設があることを望みます。

■ 豊明家族会

- ✓ 精神障がいの場合、医療体制に課題があるように思います。適正な医療が適切なタイミングで受けられるか疑問があります。当事者の状況が悪化した時には、入院などの処置をとるのが困難な場合が多く、病院・家族・警察などの公共機関の間には隙間があって、家族が戸惑うことがあります。

⑥障がいのある子どもへの療育、小中学校の特別支援教育等の現状と課題について

■ 豊明市身体障害者福祉協会

- ✓ 特別支援学校の通学バスを各学校とも受け入れる必要があるのではないか。送り迎えができないからということで、学校の選択ができないのはどうかと思うが。各小中学校においては特別支援学級等は充実してきていると思う。

■ 豊明市手をつなぐ育成会

- ✓ 市立・小中学校・特別支援級に通う子どもを持つ保護者への早くからの相談員の配置、就労までの手順、準備など、行政・相談員からのアドバイスを個々に伝えていった方がよい。乳幼児期（保育園）から学校卒業まで教育・福祉連携しての支援体制をお願いします。

■ 豊明家族会

- ✓ 家族会は統合失調症の家族が多く、当事者への教育期間は終わっていることが多く、あまり議論したことがない状況です。しかし近年、精神障がいには様々な症例がわかってきており、小中学校の取り組みは始まったばかりの状況です。今後、一般児童・当事者・教育者がバランスの取れた考えが持てる状況にしていくことが必要と思います。

⑦障がい者の雇用や就労、居場所づくりについての現状と課題について

■ 豊明市身体障害者福祉協会

- ✓ 障がい者の雇用・就労と言われても、各企業ごとの雇用率が公表されているわけでもなく、ただ何となく雇用率はアップしているのかなあと思う程度。国家公務員のように雇用率をアップするために障がい者でもない人をカウントするなど、とんでもない話。

■ 豊明市手をつなぐ育成会

- ✓ 家庭以外の居場所は少ない。就労しても就労時間が短く、居場所づくりに苦心していますが、親として安心して自力で通える場所ができることが望ましいので、是非とも市内で障がい者雇用に協力的な企業が増えることに期待します。賃金について会社によって最低賃金がまちまちな気がします。そんな点をよく知りたいです。

■ 豊明家族会

- ✓ 精神障がい者の場合は、安定して就労できている場合もあるが、家庭内で就労に関する不満を抱えて、引きこもっている場合も多いように思われます。親亡き後、どのように社会の中で、生活していけるのかとても不安な状況です。

⑧障がい者の権利を守る仕組み（成年後見制度・日常生活自立支援事業、虐待防止の取組み等）、災害時の避難行動要支援名簿の整備等の現状と課題について

■ 豊明市身体障害者福祉協会

- ✓ 障がい者の権利を守る仕組みはどんどん進めるべき。災害時の要支援名簿の整備は地区によって大きな差がある。きちんと整備するためには個人情報も必要なところへは開示すべきと思う。

■ 豊明市手をつなぐ育成会

- ✓ 災害時の要支援者名簿の徹底した作成を願いたい。課題として福祉避難所の開設が必要と感じてからというのは遅いし、場が少なすぎる。権利を守る仕組み全般がわかりにくい。名前も知らない仕組みなんて尚更。知らない人はいっぱいいます。行政より説明会、啓発セミナーなど、どのような形でも良いので願いたい。成年後見は一度後見についていただくと一生というところがとてもためらう。それに伴う後見人費用の一生負担。

■ 豊明家族会

- ✓ 成年後見制度は、財産管理に関してはある程度状況が理解できますが、日常生活についてはとても不安です。災害時では、パニックになることも考えられるので、そのことも含めた避難行動要支援名簿を整備する必要があると思います。そのためには、地域での精神障がい者への理解が重要です。災害時には区・町内レベルでの支援が必須ですが、一般市民の避難行動支援が主体で対応できないと思われれます。そこで、障がい者専門の支援体制を名簿の整備も含めて進めることが、今後の課題と考えます。

4 アンケート調査結果等のまとめ

【介護者について】

- 介護者については、障がい者本人の配偶者や親、子ども、兄弟姉妹との回答が多く、家族介護が中心であることがうかがえます。また、介護者の年齢も 65 歳以上が約 4 割と介護者の高齢化も進んでいることから、障がいを持つ人やその保護者が安心して暮らせるよう、在宅福祉施策の一層の充実や生活環境の整備に努める必要があります。

【障害福祉サービスについて】

- 障害福祉サービスは、いずれのサービスも現在の利用状況より利用意向が高くなっており、特に「計画相談支援」「就労継続支援（A 型、B 型）」「移動支援」「就労移行支援」「就労定着支援」などのサービスに対するニーズが高くなっています。今後はさらなる各種サービスの普及促進に努めるとともに、サービスの質的・量的確保を図る必要があります。

【住まいや暮らしについて】

- 今後 3 年以内に希望する暮らし方は家族と一緒に自宅での生活を希望する人が多くなっています。また、希望する暮らしを送るためには、必要な支援は「経済的な負担の軽減」を求める声が多くなっています。今後は各種制度の周知、拡大を図り、各種手当等障がい者の経済的負担の軽減に努めていく必要があります。

【就労について】

- 障がいによって、働くために必要となる支援は様々です。しかし、障がいの種類に関わらず求められていることは、「試すことができる場」「受け入れる職場の情報」「勤務日数・時間等の配慮」などとなり、企業等との連携も図りながら対応を進めていく必要があります。

【障がいへの理解について】

- 「障害者差別解消法」では、民間事業者を含めて障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がいのある人への合理的配慮の提供が求められています。市民一人ひとりが様々な法律や制度を正しく理解し、取り組んでいく必要があります。
- 障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがある人が約4割を占めており、社会における様々な場面においては、依然として差別や偏見が存在していることがうかがえます。また、障がいのある方に対する市民の理解を深めるために必要なことは、「学校での障がいに関する教育や情報提供」「障がいのある方の社会参加（就労・就学など）」「広報や冊子を通じた障がいに対する理解啓発」などが多くあり、今後は、幼少期からの福祉教育や交流機会の拡充を図るなど、さらなる啓発活動の充実を図り、市民全体の理解の促進に努める必要があります。

【相談相手について】

- 主な相談者は約7割が最も身近な「家族や親せき」であり、次いで「かかりつけの医師や看護師」となっています。また、現在の相談体制については、「どこに相談したらよいかわからない」「相談しても解決されない」などの意見もあげられていることから、相談窓口の周知や、相談支援事業におけるネットワークの強化などを進めていく必要があります。

【暮らしやすさについて】

- 現在の暮らしやすさについては、約7割が暮らしやすいと感じています。その一方で、家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人の確保や経済面、必要なサービスが受けられるかなど将来に対する不安の訴えも多くあげられていることから、障がいを持つ人が地域で自立しながら安心して暮らせるよう支援を行っていく必要があります。

【サービス提供量について】

- 市内事業所は、約半数がサービス需要量と供給量のバランスが取れていると回答しています。その一方で職員が不足しサービス提供量に余裕がない事業所も約2割を占めています。

【事業運営上の課題について】

- 事業運営上の課題は、有資格者・職員の確保や資質の向上などがあげられています。福祉分野の慢性的な人手不足は全国的にも課題となっており、人材の確保・育成を進めていく必要があります。

■ 第4章 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の進捗状況 ■

1 障害福祉計画に係る成果目標の達成状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	第5期計画目標	実績
平成28年度末時点の施設入所者数		37人
令和2年度末の施設入所者数	36人	33人
【目標値】 削減見込み数	1人	3人
【目標値】 令和2年度（2020年度）末における地域生活移行者数	4人	0人

■取り組み内容及び評価

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 施設入所者は目標値の36人に対して33人となっています。 ✓ 令和元年度中の地域生活への移行者はいませんでした。 ✓ 入所者で地域生活への移行を示す利用者はいるものの、本人の状態など、移行が難しい事例に限られるような実態である。このような状況を踏まえ、地域生活への移行促進に向け検討を行いました。
--

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	第5期計画目標	実績
【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	令和2年度末までに設置	令和2年度末設置完了見込

■取り組み内容及び評価

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 豊明市地域自立支援協議会において協議の場を設置する予定。設置準備のために、市内精神病院に障がい者の地域移行に関する意見を聴取しました。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	第5期計画目標	実績
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	1か所	令和2年度末設置完了見込

■取り組み内容及び評価

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 豊明市地域自立支援協議会の地域生活支援部会において、地域生活支援拠点の整備に関する協議を進めています。障害福祉サービスの未利用者に対するアンケート調査を行い、障害福祉サービスへの利用に関する内容や、親亡き後の障がい者の生活についての意識を把握しました。
--

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

■福祉施設から一般就労への移行

項目	第5期計画目標	実績
平成28年度の一般就労移行者数		19人
【目標値】 福祉施設から一般就労への移行者数	29人	16人

■就労移行支援事業の利用者数

項目	第5期計画目標	実績
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数		15人
【目標値】 令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数	18人	23人
【目標値】 令和2年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合	50%以上	0

■就労定着支援

項目	第5期計画目標		実績
【目標値】 就労定着支援による職場定着率	令和元年度	50%	83%
	令和2年度	80%	

■取り組み内容及び評価

<p>✓ 福祉施設から一般就労への移行者については、29人に対して16人と目標値を下回っています。また、就労移行支援事業所の利用者は18人に対して、23人と上回っています。</p>
--

2 障害児福祉計画に係る成果目標の達成状況

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

項目	第5期計画目標	実績
【目標値】 児童発達支援センターの設置	令和2年度末 までに設置	未設置
【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる体制整備	実施	実施

■取り組み内容及び評価

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 児童発達支援センターについては、令和2年度末までの設置を目標としていましたが、令和3年3月に閉校する小学校跡地に子育て支援と市民交流の拠点を整備することになり、その拠点内に児童発達支援センターを整備する方針に変更されました。令和4年4月の開設に向け、準備をすすめています。 ✓ 保育所等訪問支援については、市内1事業所にて実施されており、目標は達成しています。

(2) 医療的ニーズへの対応

項目	第5期計画目標	実績
重症心身障がい児を支援する事業所の確保		
【目標値】 児童発達支援事業所	1か所	1か所
【目標値】 放課後等デイサービス事業所	2か所	2か所
【目標値】 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	平成30年度末 までに実施	実施

■取り組み内容及び評価

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 重症心身障がい児を受け入れている児童発達支援事業所が1か所、放課後等デイサービス事業所が2か所あり、目標は達成しています。 ✓ 協議の場については、障がい者地域自立支援協議会「子ども部会」の中に、平成31年度から「医療的ケア児等支援チーム」を設立しました。医療的ケアが必要な児童の状況と課題を支援関係者間で共有し、支援体制整備につなげることを目指しています。
--

3 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

<必要な量の見込み、実績>

サービス種別	区分	単位	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)
居宅介護	計画見込量	時間	1,933	2,029	2,130
		人/月	108	111	114
	利用実績	時間	1,813	1,864	1,828
		人/月	114	119	113
重度訪問介護	計画見込量	時間	400	400	400
		人/月	3	3	3
	利用実績	時間	483	482	443
		人/月	5	5	4
同行援護	計画見込量	時間	121	121	121
		人/月	12	12	12
	利用実績	時間	103	112	114
		人/月	12	10	9
行動援護	計画見込量	時間	70	70	70
		人/月	2	2	2
	利用実績	時間	65	58	52
		人/月	2	1	1
重度障害者等包括支援	計画見込量	時間	0	0	0
		人/月	0	0	0
	利用実績	時間	0	0	0
		人/月	0	0	0

【現状の分析】

- ✓ 重度訪問介護の数値が伸びており、障がい者が重度の人に対する支援が必要とされているため、量および質の確保が課題です。資格研修情報の提供等の事業所支援が必要です。

(2) 日中活動系サービス

<必要な量の見込み、実績>

サービス種別	区分	単位	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)
生活介護	計画見込量	時間	2,262	2,318	2,374
		人/月	121	124	127
	利用実績	時間	2,242	2,348	2,451
		人/月	123	130	133
自立訓練 (機能訓練)	計画見込量	時間	10	10	10
		人/月	2	2	2
	利用実績	時間	0	0	0
		人/月	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	計画見込量	時間	95	95	95
		人/月	4	4	4
	利用実績	時間	68	15	15
		人/月	5	2	2
就労移行支援	計画見込量	時間	356	387	418
		人/月	23	25	27
	利用実績	時間	343	344	396
		人/月	22	22	24
就労継続支援 (A型)	計画見込量	時間	523	523	523
		人/月	28	28	28
	利用実績	時間	479	470	508
		人/月	25	24	27
就労継続支援 (B型)	計画見込量	時間	1,009	1,055	1,101
		人/月	66	69	72
	利用実績	時間	1,016	1,331	1,532
		人/月	72	89	104
就労定着支援	計画見込量	人/月	1	2	2
	利用実績	人/月	2	6	8
療養介護	計画見込量	人/月	5	5	5
	利用実績	人/月	5	4	4

サービス種別	区分	単位	H30 年度	R 元年度	R 2 年度 (見込み)
短期入所 (福祉型)	計画見込量	時間	80	85	90
		人/月	13	14	15
	利用実績	時間	132	184	147
		人/月	17	19	16
短期入所 (医療型)	計画見込量	時間	4	8	8
		人/月	1	2	2
	利用実績	時間	13	13	7
		人/月	3	4	2

【現状の分析】

✓ 生活介護は数値が伸び、量の拡大が望まれます。市内事業所数は令和元年度 1 事業所増となっています。
✓ 就労継続支援 B 型も数値が伸び量の拡大が望まれます。市内事業所数は令和元年度 1 事業所増となっています。
✓ 短期入所については、見込みを大幅に上回る利用となっています。家庭環境の変化への対応や、緊急時対応の観点からも地域生活支援拠点の整備とからめ、多様なニーズに対応できるよう体制づくりを進める必要があります。

(3) 居住系サービス

<必要な量の見込み、実績>

サービス種別	区分	単位	H30 年度	R 元年度	R 2 年度 (見込み)
自立生活援助	計画見込量	人/月	0	1	2
	利用実績	人/月	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	計画見込量	人/月	38	40	43
	利用実績	人/月	35	41	51
施設入所支援	計画見込量	人/月	37	36	34
	利用実績	人/月	33	33	33

【現状の分析】

✓ グループホームについては、施設整備補助金を活用し 2 事業所が整備予定です。知的障がい者を対象とする事業所と、知的および精神障がい者を対象とする事業所であり、両障がいの量的拡充が進む予定です。
--

(4) 相談支援

<必要な量の見込み、実績>

サービス種別	区分	単位	H30 年度	R 元年度	R 2 年度 (見込み)
計画相談支援	計画見込量	人/月	75	77	79
	利用実績	人/月	75	93	108
地域移行支援	計画見込量	人/月	2	2	2
	利用実績	人/月	0	1	1
地域定着支援	計画見込量	人/月	2	2	2
	利用実績	人/月	0	0	0

【現状の分析】

- ✓ 計画相談支援は、相談内容が多岐に渡り調整時間も増加し、相談員 1 人にかかる仕事量が増加しているため、量および質の向上が課題です。今後も各種研修情報の提供を行い、人材育成に努める必要があります。
- ✓ 地域移行・地域定着支援については、今後も体制強化を図る必要があります。

4 地域生活支援事業

(1) 必須事業

サービス名	サービスの概要
理解促進研修・啓発事業	地域住民の障がい者への理解深めるための研修や啓発事業を実施し、障がい者が日常生活及び社会生活を送るなかで生じる「社会的障壁」を無くすことを目指す事業です。
自発的活動支援事業	障がい者が互いの悩みを共有するピアサポートや、地域住民等によるボランティア活動などの、自発的な取り組みを支援します
相談支援事業	障がい者、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行ないます。また、相談支援に必要な地域の関係機関ネットワークの構築も行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援し、権利の擁護を図る事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚障がいを持つ人の意思疎通を図るための支援として、手話通訳派遣と要約筆記派遣を行っています。
日常生活用具給付事業	ストマ（排せつ支援用具）、電気式たん吸引器等生活に必要な用具の給付です。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	障がい者・児が円滑に外出できるよう、移動を支援するサービスです。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

<必要な量の見込み、実績>

サービス種別		区分	単位	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業		計画見込量	実施の有無	有	有	有
		利用実績	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業		計画見込量	実施の有無	有	有	有
		利用実績	実施の有無	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	計画見込量	箇所	4	4	4
		利用実績	箇所	4	4	4
	基幹相談支援センター	計画見込量	箇所	1	1	1
		利用実績	箇所	1	1	1
	市町村相談支援機能強化事業	計画見込量	実施の有無	有	有	有
		利用実績	実施の有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業	計画見込量	実施の有無	無	無	無
		利用実績	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		計画見込量	人	5	6	7
		利用実績	人	5	8	8
成年後見制度法人後見支援事業		計画見込量	実施の有無	有	有	有
		利用実績	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	計画見込量	件	12	14	16
		利用実績	件	8	12	12
	要約筆記者派遣事業	計画見込量	件	2	2	2
		利用実績	件	0	0	0
	手話通訳者設置事業	計画見込量	件	1	1	1
		利用実績	件	1	1	1

サービス種別		区分	単位	H30 年度	R 元年度	R 2 年度 (見込み)
日常生活自立支援事業	介護・訓練支援用具	計画見込量	件	10	11	10
		利用実績	件	13	2	2
	自立生活支援用具	計画見込量	件	11	11	12
		利用実績	件	9	8	8
	在宅療養等支援用具	計画見込量	件	10	11	13
		利用実績	件	9	3	3
	情報・意思疎通支援用具	計画見込量	件	6	7	8
		利用実績	件	6	8	8
	排せつ管理支援用具	計画見込量	件	1,590	1,640	1,690
		利用実績	件	1,554	1,569	1,578
	居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	計画見込量	件	3	3	3
		利用実績	件	3	2	2
	手話奉仕員養成研修事業	計画見込量	人	5	5	5
		利用実績	人	2	3	3
移動支援事業	計画見込量	時間/月	770	790	810	
		人/月	82	84	86	
	利用実績	時間/月	734	816	816	
		人/月	88	93	93	
地域活動支援センター事業	計画見込量	人日/月	311	311	411	
		人/月	20	20	25	
	利用実績	人	310	132	132	
		人日	25	11	11	

(2) 任意事業

サービス名	サービスの概要
日中一時支援事業	日中、障がい者・児を預かり、生活を支援する事業です。基本型と医療的ケアを必要とする療養型があります。
訪問入浴サービス事業	重度障がい児・者の家庭へ移動入浴車が訪問して、入浴サービスを行う制度です。

<必要な量の見込み、実績>

サービス種別	区分	単位	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)
日中一時支援事業	計画見込量	回分/月	620	620	620
		人/月	95	95	95
	利用実績	回分/月	648	706	762
		人/月	94	102	107
訪問入浴サービス事業	計画見込量	回分/月	64	64	72
		人/月	11	11	12
	利用実績	回分/月	67	71	78
		人/月	10	12	13

【現状の分析】

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域での障がい者理解促進の取組として、ボッチャの体験会を全2回開催し、障がい者も健常者も巻き込んだ地域展開を図りました。 ✓ ヘルプマークの配布を行い、障がい者配慮について周知・啓発を図りました。 ✓ 市内公共施設に豊明高等学校イラストレーション部が創作した障がい者の差別・虐待防止に関するイラストを展示し、「障がい」について考慮する機会を提供しました。 ✓ 障がい者福祉講演会、「障がい者児作品展」、ツインバスケット、絵画交流会を開催し、障がい者理解の促進に努めました。 ✓ 相談支援事業はサービス利用の要であり、きめ細やかなサービス利用調整が行えるよう、より一層の人材育成に努めます。
--

(3) 障がい児支援サービス

<必要な量の見込み、実績>

サービス種別	区分	単位	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)
児童発達支援	計画見込量	人日/月	326	388	451
		人/月	30	35	41
	利用実績	人日/月	447	404	426
		人/月	46	40	42
医療型 児童発達支援	計画見込量	人日/月	0	0	4
		人/月	0	0	1
	利用実績	人日/月	0	0	0
		人/月	0	0	0
放課後等 デイサービス	計画見込量	人日/月	1,180	1,227	1,274
		人/月	100	104	108
	利用実績	人日/月	1,515	1,724	1,752
		人/月	117	133	138
保育所等訪問支援	計画見込量	人日/月	3	7	10
		人/月	2	4	5
	利用実績	人日/月	1	1	2
		人/月	1	1	2
居宅訪問型 児童発達支援	計画見込量	人日/月	0	0	4
		人/月	0	0	1
	利用実績	人日/月		0	0
		人/月		0	0
障害児相談支援	計画見込量	人/月	22	23	25
	利用実績	人/月	44	37	37

【現状の分析】

- ✓ 児童発達支援及び放課後等デイサービスのニーズが高く、利用者が増加しているため、サービス供給体制の整備が必要となります。
- ✓ 保育所等訪問支援は市内1事業所にて実施されており、今後、令和4年4月に開設される児童発達支援センターでも保育所等訪問支援事業の実施を予定しています。

■ 第5章 第3次豊明市障害者福祉計画 ■

1 基本理念

本市では、「第2次豊明市障害者福祉計画」において、『誰もがいきいきと暮らす福祉のまちをめざして』を基本理念として掲げ、障がい者福祉施策を推進してきました。本計画においても、この考えを継承し、基本理念を定めます。

基 本 理 念

「誰もがいきいきと暮らす福祉のまちをめざして」

2 基本目標

基本目標1 「共生社会」実現に向けた意識づくり

障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生することができる社会をめざし、幅広く市民に対し啓発や広報を推進します。また、子どもや成人に対する障がい理解のための教育や学習機会を提供します。

基本目標2 地域における生活支援・生活環境づくり

各種支援サービスの充実と居住の場の確保、必要な情報の提供や総合的な相談支援体制の確保などを通じ、障がいのある人とその家族の暮らしを支援します。

基本目標3 健やかに暮らせる保健・医療の充実

障がいの予防・軽減を図るための保健・医療サービスの充実を図るとともに、障がいのある人が健康づくりに取り組み、スムーズに医療を受けることができるよう、体制整備や経済的支援を進めます。

基本目標4 障がいのある子どもへの療育や支援の充実

障がいの早期発見・早期療育を進めるとともに、障がいのある子どもの能力と可能性を伸ばす保育・教育環境の整備を進めます。また、各種サービスの充実を図り、障がいのある子どもの適切な療育と成長を支援します。

基本目標5 障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進

障がいのある人の適性と能力に応じて、福祉的就労や一般就労の機会の確保を図ります。また、障がいのある人が充実した生活を送ることができるよう、交流の機会やスポーツや生涯学習などの様々な活動に参加しやすい体制を整備します。

基本目標6 安全・安心な暮らしの確保

障がいのある人の権利が守られ、安心して暮らせる環境づくりに努めます。また、災害・緊急時をはじめ生活における安心・安全の確保に取り組みます。

3 障害者福祉計画の施策体系



4 計画の内容

基本目標 1 「共生社会」実現に向けた意識づくり

<豊明市の現状と課題>

- ◆ 障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生することができる社会をめざし、様々な障がい者福祉施策を推進しています。共生社会を実現するためには、市民一人ひとりが様々な障がいについて理解し、相互に支え合う意識を高めていく必要があります。
- ◆ 障がいを理由とする差別を解消するための措置について定めた「障害者差別解消法」が、平成 28 年 4 月 1 日から施行されています。この法律では、国民の責務や事業者等の差別的取扱いの禁止について定められています。アンケートでは障がいのある人の「障害者差別解消法」の認知度は約 1 割となっており、さらなる周知を進めていく必要があります。
- ◆ アンケートでは障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験については、約 4 割が「ある」としており、特に知的障がいと精神障がいのある人で、約半数の人が差別や嫌な思いをした経験を持っています。
- ◆ アンケートでは、障がいのある方に対する市民の理解を深めるために必要だと思うこととして、「学校での障がいに関する教育や情報提供」「障がいのある方の社会参加（就労・就学など）」などで高い割合となりました。特に子どもの頃からの教育は、その後の人権意識、相互理解の考え方に大きな影響を与えることから、様々な機会をとらえて推進していく必要があります。

<市民の声>

※「市民の声」は、アンケートやヒアリング調査結果から得られた市民の意見を抜粋して掲載しています。

- ✓ 障がい福祉全般となると、「共生社会の実現」といっても、人々の福祉に対する意識はそんなに高くはない点が問題ではないか。そのため障がいのある人の就労、地域理解が進まないのかなと感じている。（団体）
- ✓ 障がいや障がい者への理解促進は必要なことだが、障がい者だからといって特別な目で見てもらう必要はない。市民への啓発も大切だが、自分たち行政にたずさわる人たちはもっと理解が必要ではないか。（団体）
- ✓ 知的障がいはなかなか理解されがたいので、市民の方への福祉実践教室の継続や施設実習は大切だと考えています。（団体）
- ✓ 保育園や小学校などの小さな時から周りに障がい者が普通にいることが理解の第一歩。（団体）
- ✓ 精神障がいの場合は、障がいの特徴から理解促進が得られにくいのが現状です。学校教育・公共・地域・家庭が連携した長期的な理解活動が必須と思います。（団体）

■施策と取組

1 子どもに対する教育・啓発の実施

①福祉実践教室の実施

- 当事者団体やボランティア団体との連携のもと、小学生・中学生・高校生に対し、車いすや高齢者の疑似体験、手話、点字などに関する体験を行う福祉実践教室を開催します。

②児童生徒のボランティア体験の実施

- 中学生に対し、夏休みを利用したボランティア体験事業を実施します。体験事業に対する高校生の参加を促進します。

2 多様な障がいや特性への理解促進

①障がい者週間などを通じた啓発

- 12月3日から12月9日までの「障がい者週間」において、広報への啓発記事の掲載等を通じて障がい理解の浸透を図ります。

②地域福祉実践教室の実施

- 大人が障がいや障がい特性について理解を深めることができるよう、地域における福祉実践教室の開催について検討を進めます。

③障がい理解についての研修や講演会の実施

- 障がい福祉講演会や障がい者児作品展を開催し、障がいに対する理解の浸透を図ります。

④市民や当事者団体による啓発活動への支援

- 当事者団体などが実施する啓発活動等について、情報把握しその活動を支援します。

3 地域における交流・共生の促進

①障がい者支援に携わるボランティアの育成

- 視覚、聴覚障がい者支援のボランティア養成講座を開催し、障がい者福祉に関する活動を行うボランティアの育成を図ります。

4 合理的配慮の提供促進

①市役所における対応要領の整備

- 平成 29 年 4 月に定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する豊明市職員対応要領」に基づき、適切な対応を行います。
- 新規採用職員を対象に障害者差別解消法研修を実施します。

②市民や市内企業等への周知・啓発

- 市内の企業や店舗等を対象に、「障害者差別解消法」等の趣旨に関する周知を図ります。
- ヘルプカードの活用促進を図るとともに、市内の企業や店舗等において障がいのある人への配慮が広がるよう、周知・啓発を進めます。

基本目標 2 地域における生活支援・生活環境づくり

〈豊明市の現状と課題〉

- ◆ アンケートでは、障がいのある人の多くが、現在暮らしている地域で生活を続ける意向を持っています。その他、グループホームや一人暮らしを希望する人もみられますが、このような暮らしの願いを叶えるためには、様々な支援サービスは欠かすことができません。
- ◆ アンケートによると、就労継続支援（A型・B型）、就労移行支援、就労定着支援等就労のためのサービスのニーズの高さがうかがわれます。特に知的障がいのある人でグループホームの利用ニーズが高くなっています。その他充実・改善が必要なものとして、短期入所のサービス事業所が足りないという意向がみられました。
- ◆ 本市のサービス事業所は、これまで「居宅介護」「就労継続支援 B 型」などで増加し、充実が図られています。
- ◆ 事業所ヒアリングによると、事業運営上の課題として「専門職の確保が難しい」「職員の確保が難しい」「職員の資質向上を図ることが難しい」といった事項が多くあげられ、専門職・職員等の不足や資質向上が課題となっています。福祉の現場での担い手不足が指摘される中で特に専門職の人材確保・育成やその支援が必要となっています。
- ◆ 「豊明市障害者地域自立支援協議会」では、人材育成や確保の問題に対し、「そだつ部会」を設置して対策を進めています。今後も継続して研修の企画・実施や連携強化の取組を充実していくことが大切です。
- ◆ 現在未利用の人のアンケートによると、家族等で十分な介護を受けているため、現在サービスを受けていないものの、介助している家族が介助できなくなった時にどのようなサービスを希望するかについては、「気軽に相談できる窓口」「自立した生活のための訓練」「外出する時の送迎や付き添い」のニーズが高くなっています。現在サービスを受けていない人が一人で生活することを余儀なくされるケースが増加することが考えられるため、対応策を事前に検討しておく必要があります。

〈市民の声〉

- ✓ 障害福祉サービスや相談体制等は充実してきている。町内などで、精神障がい者がどう暮らしているかわからないですが、区・町内レベルで理解され共生できる状況が作れるのが理想と思います。（団体）
- ✓ 事業所アンケートでは、不足しているとサービスとして「居宅介護」、「共同生活援助」、「移動支援事業」が挙げられている。その他、市内に短期入所が少なく、市外の事業所を使うしかない。（事業者）
- ✓ 計画相談支援について、担当ケースが増え、業務量過多になっている。今後も利用者が増加していくので事業者を増やすか、担当者を増やせるように経済的支援を行うか何らかの対策が必要である。個々のケースにきめ細かく対応することは困難である。（事業者）

■施策と取組

1 サービス利用のための支援の充実

①障害福祉サービス利用に関する情報提供

- 基幹相談支援センターや市内の指定相談支援事業所との連携のもと、障害福祉サービスの利用に関する情報提供等を行います。

②豊明市福祉ガイドブックの発行・改訂

- 豊明市障害者地域自立支援協議会の専門部会員が中心となって作成した「豊明市福祉ガイドブック」について、活用を通じて情報の提供を進めます。
- 「豊明市福祉ガイドブック」は適宜、改訂・見直しを行うとともに、より生活に即した情報が盛り込めるよう、内容の充実について検討します。

③サービス等利用計画に基づく支給決定

- 指定特定相談支援事業所との連携のもと、障がいのある人のニーズ・特性に応じたサービス等利用計画の作成やモニタリングを実施します。
- 基幹相談支援センターを中心として、相談支援業務の資質の向上のための取組を進めます。

2 障害福祉サービス等の充実

①訪問系サービスの利用支援

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援等の訪問系サービスの利用を促進し、障がいのある人の自宅での生活を支援します。
- ニーズが高まることを見込まれるため、人材の確保や支援技術の向上に向けた取組を行います。

②日中活動系サービスの利用支援

- 障がいのある人の日中活動や就労の場として、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所等の各種サービスの利用を支援します。
- 平成 30 年度から新たに開始された就労定着支援サービスについて周知を進め、利用を促進します。
- 短期入所サービスについては、ニーズが高まっているため、提供体制の拡大に向けた検討を進めます。

③居住系サービスの利用支援

- 施設への入所が必要な障がいのある人が円滑に施設を利用できるよう、支援を行います。
- 今後、親なき後の生活の場としてグループホームの需要が増加することが見込まれるため、グループホームの整備を促進します。

④地域生活支援事業の実施

- 地域の実情に沿った事業として、障がいのある人のニーズに合わせた地域生活支援事業を実施します。

3 相談体制の充実

①相談支援の実施

- 就労相談、施設や長期入院者の地域移行相談などの専門的な相談にも対応できるよう、基幹相談支援センターの機能強化を図ります。

②コミュニケーション支援の充実

- 関係団体との連携のもと、手話通訳者派遣事業と要約筆記者派遣事業を実施します。また、市役所における手話通訳者の配置を行います。
- ボランティアの協力のもと、視覚障がいのある人を対象に「声の広報とよあけ」を提供します。

4 総合的なサービス提供体制の整備

①ピアカウンセリングの実施

- 当事者団体などによるピアカウンセリングの機会を提供します。

②人材育成への支援

- 県等が実施する研修に関する情報を、各サービス事業所等へ提供します。
- 障害者地域自立支援協議会の専門部会として、人材育成を目的とした「そだつ部会」を開催し、勉強会を定期的で開催することで人材育成と資質の向上を図ります。

③地域生活支援拠点の整備に向けた検討

- 自立支援協議会の専門部会「地域生活支援部会」における検討結果をもとに、地域生活支援拠点（面的整備型）を整備します。

④「豊明市障害者地域自立支援協議会」における検討

- 「豊明市障害者地域自立支援協議会」の本会議、専門部会を定期的で開催し、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりについて具体的な検討を進めます。

⑤近隣市町と連携した協議の実施

- 定期的で開催される尾張東部圏域会議等を通じ、近隣市町の状況把握と連携に努めます。

基本目標 3 健やかに暮らせる保健・医療の充実

〈豊明市の現状と課題〉

- ◆ 障がいには様々な種類がありますが、疾病に起因する障がいも多くあり、これらは日常的な健康づくりや生活習慣の改善等により予防することが可能です。広く市民に対し、健診の受診などを働きかけ、健康づくりに取り組むことで障がいを予防する意識を浸透させることが重要です。
- ◆ 近年では心の健康づくりにも注目が集まっており、精神疾患に関する知識の普及を図ることも重要となっています。心の健康に関して安心して相談できる環境や、正しい情報提供を進めていく必要があります。
- ◆ アンケートによると、誰かに相談したいこととして、「自分の健康や治療のこと」が全体では最も多く、特に精神障がいのある人では第1位となっています。障がいのある人が多くが不安を抱えており、安心して保健・医療にかかることができる体制づくりが求められています。

〈市民の声〉

- ✓ 子どもが小さいときは親もパワーがあり、精神、歯科、内科、外科等調べ上げてでも連れていくことができたが、本人、親も年を重ね体力的にも辛くなり、あちこち連れて行くことができなくなったので、市内に一括した保健医療施設があることを望みます。（団体）
- ✓ 障がい者医療が65歳になるとなくなり、その代わりとして後期高齢者医療の障がいのみとなることは納得できない。たとえ社保であっても65歳未満と同様、障害者受給者証を発行すべきではないか。（団体）
- ✓ 精神障がいの場合、医療体制に課題があるように思います。適正な医療が適切なタイミングで受けられるか疑問があります。（団体）
- ✓ 医療費の負担の免除等大変助かっています。（アンケート）

1 心の健康づくりの推進

①心の健康づくりに関する啓発や情報提供

- 心の健康や精神障がい及び精神障がい者に対する関心と理解を深めるために、地域住民に普及・啓発を行います。
- 自殺予防対策に関する総合的な対応を図るため、「自殺対策計画」を策定し、計画に基づき取組を推進します。

②精神保健福祉に関する研修等の実施

- 精神保健福祉関係者を対象に研修会を開催し、知識の習得や技術の向上を図ります。

③精神保健福祉相談の実施

- 精神障がい者を含めた総合相談窓口として、基幹相談支援センターの機能充実を図ります。

④保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

- 「豊明市障害者地域自立支援協議会」などの機能を発展させるかたちで体制の整備を検討します。

2 障がいのある人の健康管理への支援

①心身障害者（児）歯科保健指導の実施

- 希望する市内の障害者福祉施設にて歯科検診、口腔健康管理指導を行います。

3 医療にかかる経済支援の実施

①自立支援医療の給付

- 心身に障がいのある人が医療を受けた場合、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）により自己負担額の一部を助成します。制度の内容や利用の流れについての情報提供に努めます。

②医療費の助成

- 一定以上の障がいのある人を対象に、医療費の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。

基本目標 4 障がいのある子どもへの療育や支援の充実

〈豊明市の現状と課題〉

- ◆ 「児童福祉法」改正により、各市町村で「障害児福祉計画」の策定が義務付けられ、サービスの新設や既存サービス対象の拡大など、より専門的なサービスの充実が必要とされています。特に、重症心身障がい児や医療的ケアが必要な児童など、障がい児のニーズが多様化していることを踏まえたサービス提供の体制づくりが求められています。
- ◆ 本市では、心身障害児母子通園施設「どんぐり学園」における支援や、事業所等が行う児童発達支援、放課後等デイサービスなどの各種サービスの利用支援を行っています。また、「豊明市障害者地域自立支援協議会」において「療育支援部会」を設置し、障がいのある子どもへの総合的なサポートについて検討を進めています。
- ◆ アンケートにおいて、障がい児が利用している、または今後利用したいサービスをたずねたところ、ともに放課後等デイサービスが最も高くなりました。また、現在利用している放課後等デイサービスにおいても、利用時間拡大などを希望する意見も多数みられており、充実が必要となっています。
- ◆ 障がいのある児童のより良い療育に向けた体制整備のため、児童発達支援センターを令和4年4月の開設に向け、準備をすすめています。

〈市民の声〉

- ✓ 各小中学校においては特別支援学級等は充実してきていると思う。(団体)
- ✓ 市立・小中学校・特別支援級に通う子どもを持つ保護者への早くからの相談員の配置、就労までの手順、準備など、行政・相談員からのアドバイスを個々に伝えていった方が良い。乳幼児期（保育園）から学校卒業まで教育・福祉連携しての支援体制をお願いします。(団体)
- ✓ 児童発達支援、放課後等デイサービスについては、事業所数が足りていないので、市から開設を働きかけてください。(事業者)

1 障がいの早期発見・早期療育への支援

①乳幼児健診や訪問指導による早期発見や保護者相談の実施

- 3か月児健診、1歳6か月児健診、2歳3か月児歯科健診、3歳児健診及びその後の精密検査を通じ、障がいの早期発見の確保に努めます。また、適切な療育を早期に受けもらうため、その保護者からの相談に応じ、適切な助言、支援を行います。
- 職員の資質向上や健診票等の見直し、関係機関との連携を強化することで早期発見と保護者の支援の充実をさらに図ります。

②「なかよし教室」の開催

- 幼児健診事後フォロー教室である「なかよし教室」を開催し、臨床心理士による個別相談等を実施するなど、健全な成長を促すため個々の特性に応じた支援を行い、また、必要に応じ療育につなげることができるよう関係者間でさらなる連携を行います。

③児童発達支援センターの設置

- 障害者地域自立支援協議会の「子ども部会」等での検討をもとに、必要な機能を備えた児童発達支援センターを令和4年4月の開設に向けて取り組んでいきます。

④心身障害児小規模通園施設「どんぐり学園」の充実

- 心身障害児母子通園施設「どんぐり学園」において、親子通園、単独通園による療育支援を行います。
- 児童発達支援センターへの移行に向けて準備を進めます。

⑤保育所等への訪問支援の実施（巡回訪問支援、保育所等訪問支援）

- 臨床心理士及び保育士による保育所等への訪問支援を実施します。
- 児童発達支援センター内に保育所等訪問支援を実施できる体制整備を図ります。

⑥保育所等への障がい児受入れの体制整備

- 市内の保育所等において、特別支援クラスを開設し、障がいのある子どもの受入れを行います。

⑦保育士・教諭に対する研修の実施

- 保育士を対象とした療育支援研修の実施や、特別支援コーディネーター等の教諭を対象とした特別支援教育研修を実施します。

2 小中学校における特別支援教育の実施

①教育支援の実施

- 教育支援委員会を定期的開催するとともに、支援が必要な児童生徒とその保護者に対する個別相談等を通じて教育支援を行います。

②特別支援教育の実施

- 特別支援教育に係る個別相談・ケース会議等を実施し、障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに応じて適切な教育的支援を行います。

③通級指導教室の設置

- 発達障がいなど支援を必要とする児童生徒を対象として、障がいの状態に応じて特別な指導を行う通級指導教室の充実を図ります。

④教職員に対する研修の実施や支援員の配置

- 教職員が、障がいのある児童生徒に関する知識や指導技術を高められるよう、特別支援教育担当者研修会、特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援教育支援員研修会等を開催します。また、教職員の各種研修機会への参加を促進します。
- 通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が支援を必要とする場合に、支援員の配置を検討します。

⑤教育現場における合理的配慮の提供

- 児童生徒一人ひとりの障がいの状態やニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援、施設のバリアフリー化等の合理的配慮の提供に努めます。

3 障がい児への児童福祉サービスの充実

①放課後児童クラブでの障がい児の受入れ支援

- 放課後児童クラブを希望する、配慮が必要な児童に対して面接等を実施し、受入れを行います。

②障害児相談支援に基づく支給決定

- 指定障害児相談支援事業所との連携のもと、障がいのある子どものニーズ・特性に応じた障害児支援利用計画の作成やモニタリングを実施します。
- 指定障害児相談支援事業所における人材の確保や資質の向上に向け、支援を行います。

③児童福祉サービスの利用支援

- 児童発達支援、放課後等デイサービス等の、障がいのある子どもに対する各種サービスについて、情報提供に努めるとともに利用を支援します。

④医療的ケア児に対する支援の検討

- 障害者地域自立支援協議会の「子ども部会」を中心に、医療的ケア児への支援に関する検討を進めます。

基本目標 5 障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進

<豊明市の現状と課題>

- ◆ 本市では、「尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト」での相談支援や、就労系サービスの利用支援などを通じ、障がいのある人の就労を支援しています。近年では市内で農業と福祉の連携などにより特徴的な取組もみられるようになっていきます。
- ◆ アンケートでは、障がいのある人の就労に対する支援として、「自分ができる仕事を知ったり試したりできる場所」「障害があっても働ける職場の求人情報の提供」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が求められています。障がい者の就労できる環境づくりのため、市内企業に対してハローワークと連携しながら、障がい者雇用に関する啓発や情報発信を進めていく必要があります。
- ◆ アンケートにおいて、18歳未満の障がいのある人に18歳時点の進路の希望をたずねたところ、福祉施設への通所を希望する人が24.3%、一般企業への就職を希望する人が16.2%みられました。個々の障がい特性に応じて、就労継続支援などの福祉的就労や一般就労等の機会を確保していく必要があります。
- ◆ 障がいのある人の健康づくりや交流、余暇等に資するための機会づくりも欠かすことができないものですが、そのような場に障がいのある人が参加するためには、情報や施設のバリアフリーの状況、移動の問題などが出てくる場合があります。できる限り多くの人々が充実した生活を送ることができるよう、このような機会においても様々な視点からバリアの解消、当事者の視点からの配慮等を行っていく必要があります。

<市民の声>

- ✓ 就労しても就労時間が短く、居場所づくりに苦心していますが、親として安心して自力で通える場所ができることが望ましいので、是非とも市内で障がい者雇用に関与的な企業が増えることに期待します。（団体）
- ✓ 精神障がい者の場合は、安定して就労できている場合もあるが、家庭内で就労に関する不満を抱えて、引きこもっている場合も多いように思われます。親亡き後、どのように社会の中で、生活していけるのかとても不安な状況です。（団体）
- ✓ 就労支援は収入を得られる独自事業を成立させることで、ご利用者への福祉サービスを両立させていく困難性があります。（事業者）

1 就労支援の充実

①市内企業に対する障がい者雇用に関する情報提供の実施

- ハローワーク等との連携のもと、市内企業に対して障がい者の就労促進についての情報提供を行います。

②市役所における雇用の促進

- 豊明市役所において、障害者雇用率が法定雇用率を上回るよう、職員の計画的な採用を行います。

③物品等の優先調達の実施

- 市内の障がい者施設等に対して調達実績の調査を行い、調達計画を作成した上で、物品等の優先的な調達の推進を図ります。

2 日中の居場所づくりへの支援

①障がい者スポーツの促進

- 障がいのある人が参加できるスポーツの機会を提供するとともに、愛知県が実施する障がい者スポーツ大会への参加を支援します。

②趣味や生涯学習などの機会の充実

- 障がいのある人が開催・参加する作品展や文化展、発表会等の開催を支援し、障がいのある人の芸術・文化、趣味活動等の活性化を図ります。

3 移動に関する支援の充実

①ひまわりバスにおける支援の充実

- ひまわりバスにおいて、ノンステップ及び車いす使用者の乗車に対応できる車輛を使用します。
- ひまわりバスにおいて、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を携帯している人と付き添い1名の基本運賃無料を継続していきます。

②バリアフリーのまちづくり

- 公共施設や道路等の新設や改修時には、障がいのある人を含めて誰もが利用しやすいバリアフリーの環境とします。

基本目標 6 安全・安心な暮らしの確保

〈豊明市の現状と課題〉

- ◆ 判断能力が十分でない障がいのある人の権利の保護・尊重に向けては、財産の管理やサービスの利用契約などにおいて適切に支援するための制度が必要です。本市では、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進などについて周知を進めるとともに、尾張東部地区 5 市 1 町で運営する「尾張東部権利擁護支援センター」において支援を行っています。
- ◆ アンケートでは、火事や地震等の災害時に一人で避難できるかについて、「できる」人が 35.7%、「できない」人が 32.5%となっており、全体では約 3 割が一人で避難できないという現状があり、特に知的障がいのある人では約 6 割を占め、避難は難しい状況です。また、火事や地震等の災害時に困ることとして、サービス利用者は「投薬や治療が受けられない」、ご家族が介護しているサービス未利用者は「周囲とコミュニケーションがとれない」がそれぞれ最も多くなっており、障がいの特性や家族介護の状況等その人その人の状況を踏まえて、災害時の支援を考えていく必要があります。
- ◆ 本市では、避難行動要支援者支援制度により、障がいのある人をはじめとする避難行動要支援者に対し、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、隣近所などの地域が連携して支援をしていく体制をとっています。いざという時に備え、障がいのある人の避難行動要支援者名簿への登録を促進していく必要があります。
- ◆ 災害が起こった場合、障がいのある人や高齢者など、一般の避難所では生活に支障を来す人を対象に、福祉避難所を設定しています。障がいのある人の避難においては、生活スペースや情報の取得、薬等の必要な物資、避難所生活への適応などにおいて様々な問題が出る場合があるため、一人ひとりが事前に対応策を検討しておくことが重要です。

〈市民の声〉

- ✓ 災害時における地区の避難場所がわからない。回覧板が回っていても、覚えていないので、掲示板を各所に設置したり、緊急避難時に速やかに放送をしてください。（アンケート）
- ✓ 災害時の要支援名簿の整備は地区によって大きな差がある。きちんと整備するためには個人情報も必要なところへは開示すべきと思う。（団体）
- ✓ 災害時の要支援者名簿の徹底した作成を願いたい。課題として福祉避難所の開設が必要と感じてからというのは遅いし、場が少なすぎる。（団体）
- ✓ 災害時では、パニックになることも考えられるので、そのことも含めた避難行動要支援名簿を整備する必要があると思います。そのためには、地域での精神障がい者への理解が重要です。そういった現状を踏まえて、障がい者専門の支援体制を名簿の整備も含めて進めることが、今後の課題と考えます。（団体）

1 障がい者の権利を守る仕組みづくり

①成年後見制度の利用支援

- 障がい等により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度について、制度内容等の周知に努めます。
- 「尾張東部権利擁護支援センター」と連携し、必要な人への制度利用の相談や支援等を行います。

②日常生活自立支援事業の利用支援

- 判断能力が十分でない障がいのある人に対し、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業により福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援を行います。

③虐待の防止と被害者の保護

- 「障害者虐待防止法」の趣旨を踏まえ、障がいのある人に対する虐待の防止等に関する広報・啓発活動を行います。
- 豊明市社会福祉課内に設置する「障害者虐待防止センター」において、相談や事実確認、被害者保護、加害者への指導等を行います。

2 防災・災害時対策の充実・強化

①避難行動要支援者名簿の整備

- 対象となる避難行動要支援者への通知を行い、名簿登録を促進するとともに、適宜、既存の登録者の変更内容の更新等を行います。
- 整備した名簿を必要に応じて地域の関係者等に提供することで、災害時の適切な名簿の利用を支援します。

②避難場所に関する対策の実施

- 災害時に一般の避難所での生活が困難な障がいのある人とその家族のため、福祉避難所を設置します。

③防災訓練への障がいのある人の参加促進

- 防災に関する広報・啓発などにより、地域で実施する防災訓練等への障がいのある人の参加を促進します。

■ 第6章 第6期障害福祉計画 ■

1 障がい福祉の基本的理念

本計画は、国が示す基本的理念を踏まえ、次の視点に配慮して策定します。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害福祉サービス及び障がい児福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 市を基本とした障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がい者等がその障がい種別によらず、地域で障害福祉サービス及び障がい児福祉サービス等を受けることができるよう、市を実施主体とした提供体制づくりを進めます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等が自立して生活し就労しやすい環境づくりに向け、地域で継続して生活しやすい環境作りや地域生活移行、就労移行といった課題に対応したサービス提供体制を整えていきます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態に沿った包括的な支援体制の構築に取り組みます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児福祉計画を定め、障がい児及びその家族に対し、身近な地域で生活しやすいように、障害児通所支援等の充実に努めるとともに、日常生活における課題についても支援できる体制づくりを進めていきます。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中で様々な障害福祉サービス等を提供していくためには、提供体制の確保と併せて人材確保が必要になります。そのため、専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行っていきます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）を踏まえ、障がい者の文化芸術の活動の機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

2 第 6 期計画の基本的な考え方

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がいのある方が適切に障害福祉サービスを利用するため、障害福祉サービスの見込み等の数値目標を示す計画です。

障害者総合支援法に基づく、厚生労働省の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、令和 3 年度から 5 年度まで 3 年間の障害福祉サービスの見込み量を算出し、その確保に向けた方策を定めます。

3 計画の期間

令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。

4 計画の対象

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者（発達障がいを含む）
- ・難病患者等その他心身機能の障がいがあって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

5 計画の定める事項

第6期障害福祉計画は、計画の実施により達成すべき目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うための指標（活動指標）を定め、数値目標及び必要なサービス量確保のための方策を定めます。

令和3年度から令和5年度までの各年度における障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

■成果目標

項目	国が示す成果目標
成果目標(1) 福祉施設の入所者の 地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ◆令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
成果目標(2) 精神障がいにも 対応した地域包括 ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。(都道府県が設定) ◆令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。(都道府県が設定) ◆入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。(都道府県が設定)
成果目標(3) 地域生活支援拠点等 が有する機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度末までに、各市町村または、各圏域に1つ以上確保しつつ、年1回以上運営状況を検証及び検討することを基本とする。
成果目標(4) 福祉施設から 一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度中に、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする(就労移行支援事業1.30倍以上、就労継続支援A型事業概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業概ね1.23倍以上)。 ◆就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 ◆就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

<p>成果目標(5) 障害児支援の 提供体制の整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 ◆令和5年度末までに、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ◆令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。 ◆令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 ◆令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
<p>【新規】 成果目標(6) 相談支援体制の 充実・強化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
<p>【新規】 成果目標(7) 障がい福祉サービス 等の質を向上させる ための取組に係る体 制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度末までに、市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

6 障がい福祉サービスの見込量

地域における生活の維持、継続に向けて、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等の障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を進めていきます。

①訪問系サービス

サービス名	サービスの概要
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
豊明市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風ヘルパーステーション豊明 ・ 豊明市社協ホームヘルプサービス ・ ニチイケアセンター井ノ花 ・ ヘルパーステーションはる <ul style="list-style-type: none"> ・ 幸せ ・ ニチイケアセンター豊明 ・ ファインホームヘルプ事業所
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
豊明市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風ヘルパーステーション豊明 ・ 豊明市社協ホームヘルプサービス ・ ニチイケアセンター井ノ花 ・ ヘルパーステーションはる <ul style="list-style-type: none"> ・ 幸せ ・ ニチイケアセンター豊明 ・ ファインホームヘルプ事業所
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
豊明市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファインホームヘルプ事業所
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
豊明市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風ヘルパーステーション豊明 ・ ニチイケアセンター豊明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊明市社協ホームヘルプサービス ・ ニチイケアセンター井ノ花
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

■ 訪問系サービスの見込み量

サービス種別	単位	実績値		実績見込	見込み量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護	時間	1,813	1,864	1,828	1,865	1,902	1,940
	人/月	114	119	113	118	123	128
重度訪問介護	時間	483	482	443	443	443	443
	人/月	5	5	4	4	4	4
同行援護	時間	103	112	114	116	116	116
	人/月	12	10	9	9	9	9
行動援護	時間	65	58	52	58	58	58
	人/月	2	1	1	1	1	1
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

■ 訪問系サービスの事業所数の見込み

サービス種別	市内事業所	
	令和 2 年度	令和 5 年度
居宅介護	7-6	7-6
重度訪問介護	7-6	7-6
同行援護	4	4
行動援護	1	1
重度障害者等包括支援	0	0

■ サービス見込量確保のための方策

サービスを必要とする人が必要な支援を受けることができるようにするには、ホームヘルパーの確保と人材育成が必要です。障害者自立支援協議会の専門部会である「そだつ部会」において行っている人材確保と育成の取組を継続していきます。

また、重度訪問介護等重度の障がいの人に対するサービスが伸びている傾向があるものの、障がいが重度の人に対する支援を行える事業所が不足しているため、研修情報の提供を行うなどの事業者の支援に努めます。

さらには、情報提供とサービス利用調整をきめ細かく行えるよう、相談支援事業の質・量の確保を行います。

②日中活動系サービス

サービス名	サービスの概要
生活介護	障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
豊明市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設ゆたか苑 ・ フレンズ ・ メイツ ・ 来夢
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人または難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
豊明市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ あびっと ・ Dアームズ
就労継続支援(A型)	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約の基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
豊明市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ むぎの花
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
豊明市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ アレイル ・ Dアームズ ・ ハーミット ・ ひだまり ・ むぎ花ファーム ・ あびっと ・ オアシス豊明
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
市外の主な利用事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鈴鹿病院（三重県鈴鹿市）
短期入所（福祉型、医療型）	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
豊明市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設ゆたか苑

■日中活動系サービスの見込み量

サービス種別	単位	実績		実績見込	見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日分	2,242	2,348	2,451	2,561	2,676	2,792
	人/月	123	130	133	139	145	152
自立訓練 (機能訓練)	人日分	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日分	68	15	15	15	15	15
	人/月	5	2	2	2	2	2
就労移行支援	人日分	343	344	396	404	412	420
	人/月	22	22	24	25	26	29
就労継続支援 A型	人日分	479	470	508	518	528	539
	人/月	25	24	27	28	29	30
就労継続支援 B型	人日分	1,016	1,331	1,532	1,624	1,721	1,824
	人/月	72	89	104	110	117	124
就労定着支援	人/月	2	6	8	9	9	10
療養介護	人/月	5	4	4	4	4	4
短期入所 (福祉型)	人日分	132	184	147	150	153	156
	人/月	17	19	16	17	18	19
短期入所 (医療型)	人日分	13	13	7	13	13	13
	人/月	3	4	2	4	4	4

■日中活動系サービスの事業所数の見込み

サービス種別	市内事業所	
	令和2年度	令和5年度
生活介護	45	45
自立訓練（機能訓練）	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	1
就労移行支援	23	2
就労継続支援 A型	1	1
就労継続支援 B型	7	8
就労定着支援	0±	0
療養介護	0	0
短期入所（福祉型）	12	1
短期入所（医療型）	0	0

■ サービス見込量確保のための方策

日中活動系サービスについては、生活介護と就労継続支援 B 型が特に利用が増加しています。令和元年度にそれぞれ 1 事業所が新たに開所しましたが、さらなるサービス提供体制の充実が求められるため、事業所の開設を働き掛けていきます。

短期入所についても、利用時間数の増加がみられ、医療機関や介護保険事業所に障害福祉サービスの指定を受けるよう働きかける等の取組を行い等重点的に確保を進めていきます。

③ 居住系サービス

サービス名	サービスの概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
豊明市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・井ノ花ホーム、みさき館 ・グループホーム豊明 ・なごむつどう ・らくらく ・ふわふわ豊明 ・サニーホーム豊明
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
豊明市内の事業所	・障害者支援施設ゆたか苑

■ 居住系サービスの見込み量

サービス種別	単位	実績		実績見込	見込み量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	35	41	51	61	65	70
施設入所支援	人/月	33	33	33	33	33	32

■ 居住系サービスの事業所数の見込み

サービス種別	市内事業所	
	令和 2 年度	令和 5 年度
自立生活援助	1	0
共同生活援助 (グループホーム)	6	9
施設入所支援	1	1

■ サービス見込量確保のための方策

病院・施設からの地域移行後や親亡き後の生活の場として、グループホームの拡充は重要です。本市においてグループホームの拡充が進み、令和2年度中にも新たな施設が整備されていますが、今後も地域生活におけるグループホームのニーズは高く、その必要性に鑑み社会福祉施設整備補助金等の情報提供や県への推薦等を積極的に行っていくとともに、民間事業所による新規整備を促すよう取り組みます。

④相談支援

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。
豊明市内の事業所	・相談支援事業所 ドアーズ ・アイベラ ・豊明市社協相談支援事業所 ・びいす ・ファイン ・藤田メンタル相談所
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
豊明市内の事業所	・豊明市社協相談支援事業所 ・ファイン相談支援事業所
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
豊明市内の事業所	・豊明市社協相談支援事業所 ・ファイン相談支援事業所

■相談支援サービスの見込み量

サービス種別	単位	実績		実績見込 令和2年度	見込み量		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	75	93	108	123	138	152
地域移行支援	人/月	0	1	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	1

■相談支援サービスの事業所数の見込み

サービス種別	市内事業所	
	令和2年度	令和5年度
計画相談支援	67	68
地域移行支援	2	2
地域定着支援	2	2

■ サービス見込量確保のための方策

市内の計画相談支援事業所は順調に増加しているものの、計画相談は相談内容が多岐にわたり、調整時間もかかる等相談員一人にかかる仕事量も多く、量および質の向上が課題となっています。そのため、障がい者基幹相談支援センターを中心に、今後も各種研修等を行い、各事業所が適切なサービス等利用計画が作成できるようバックアップを行っていきます。

地域移行・地域定着支援については、利用者を受け入れる体制の整った事業所に指定を促し、取組強化を図っていきます。

障害福祉サービスの確保策

- ・家族の高齢化や核家族化といった家族形態の変化への対応として、グループホームの整備促進や短期入所の充足を進めていきます。また、必要なサービスを適切に利用でき、安心して生活できるよう、相談支援体制の充実を進めます。
- ・就労支援を充実させ、一般企業への就労や就労継続支援事業所での支援を受けての就労など、その人の能力を引き出し多様な支援が受けられるような体制を整備していきます。
- ・重度心身障がい児の短期入所や訪問系サービス利用ニーズは高いものの、元々のサービス提供事業所の少なさに加え、医療的ケアの対応困難さから容易に利用できない状況にあります。今後、県の施設整備計画等の状況を踏まえ検討していきます。
- ・障がいのある人が高齢になっても安心して暮らせるように共生型サービスの推進に努めます。

7 地域生活支援事業の見込み量

①理解促進研修・啓発事業

地域住民の障がい者への理解深めるための研修や啓発事業を実施し、障がい者が日常生活及び社会生活を送るなかで生じる「社会的障壁」を無くすことをめざす事業です。

豊明市では市民を対象に障がいの理解を促す講演会の実施、学校での福祉実践教室などの取組を行っており、今後も継続していきます。

■理解促進研修・啓発事業の見込み量

サービス種別	単位	実績		実績見込	見込み量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

障がい者が互いの悩みを共有するピアサポートや、地域住民等によるボランティア活動などの、自発的な取組を支援します。

障がいを持つ当事者同士が交流できる場として、豊明市障がい者基幹相談支援センターフィットが主体となりピアサポート事業を実施します。また、社会福祉協議会内のボランティアセンターと連携し、障がい者の支援を行うボランティアの育成や活動を支援します。

■自発的活動支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績		実績見込	見込み量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

③相談支援事業

障がい者、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行ないます。また、相談支援に必要な地域の関係機関ネットワークの構築も行ないます。

豊明市では、豊明市社会福祉協議会に委託し「豊明市障がい者基幹相談支援センターフィット」を開設しています。

また 18 歳未満の障がい児の相談支援事業については、豊明福祉会「ファイン」に委託し実施しています。精神障害者地域活動支援センターの「柏葉（東郷町）」「エポレ（豊田市）」にも委託しています。

■相談支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績		実績見込	見込み量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者相談支援事業	か所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援し、権利の擁護を図る事業です。

豊明市では「豊明市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を定め、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者を対象に、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助しています。

■成年後見制度利用支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績		実績見込	見込み量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度利用支援事業	人	5	8	8	9	10	11

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

尾張東部圏域5市1町で共同委託する「尾張東部成年後見権利擁護支援センター」において法人後見を実施しており、適正運営について協議するため弁護士等の専門職が参加する「適正運営委員会」を行っています。また、市民後見人や後見活動を支援する人材の育成にも取り組んでいます。

■成年後見制度法人後見支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績		実績見込	見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

聴覚障がいを持つ人の意思疎通を図るための支援として、手話通訳派遣と要約筆記派遣を行なっています。手話通訳は、知多地区聴覚障害者支援センター（半田市）に委託して派遣を実施しています。要約筆記は、愛知県身体障害者福祉団体連合会（熱田区）に委託して派遣を実施しています。

手話通訳者は平成28年度から設置を実施しています。

■意思疎通支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績		実績見込	見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	件	8	12	12	13	14	15
要約筆記者派遣事業	件	0	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	件	1	1	1	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

日常生活用具の給付とは、ストマ（排せつ支援用具）、電気式たん吸引器等生活に必要な用具の給付です。

■日常生活用具給付等事業の見込み量

サービス種別	単位	実績		実績見込 令和2年度	見込み量		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	13	2	2	13	13	13
自立生活支援用具	件	9	8	8	11	11	11
在宅療養等支援用具	件	9	3	3	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件	6	8	8	8	8	8
排せつ管理支援用具	件	1,554	1,569	1578	1587	1597	1607
居住生活動作補助用具 （住宅改修費）	件	3	2	2	4	4	4

⑧手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。平成25年度から地域生活支援事業の市町村必須事業となりました。

豊明市では日進市・東郷町・長久手市と共同で聴覚障害者協会（日進市）に委託し平成27年度から手話奉仕員養成研修を実施します。

平成28年度は豊明市にて研修を実施し、14名が修了しています。

■手話奉仕員養成研修事業の見込み量

サービス種別	単位	実績		実績見込 令和2年度	見込み量		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業 （研修修了者数）	人	2	3	3	5	5	5

⑨移動支援事業

障がい者・児が円滑に外出できるよう、移動を支援するサービスです。

■移動支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績		実績見込	見込み量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
移動支援事業	時間/月	734	816	816	834	851	877
	人/月	88	93	93	95	97	100

⑩地域活動支援センター事業

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

■地域活動支援センター事業の見込み量

サービス種別	単位	実績		実績見込	見込み量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域活動支援センター事業	人日/月	310	132	132	130	130	130
	人/月	25	11	11	11	11	11

⑪ 日中一時支援事業

日中、障がい者・児を預かり、生活を支援する事業です。基本型と医療的ケアを必要とする療養型があります。

■ 日中一時支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績		実績見込	見込み量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日中一時支援事業	回分/月	648	706	762	823	889	960
	人/月	94	102	107	112	117	122.

⑫ 訪問入浴サービス

重度身体障がい児・者の家庭へ移動入浴車が訪問して、入浴サービスを行う制度です。

■ 訪問入浴サービスの見込み量

サービス種別	単位	実績		実績見込	見込み量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問入浴サービス	回分/月	67	73	78	86	95	105
	人/月	10	12	13	14	15	16

■ サービス見込量確保のための方策

支援が必要な人に行き届くよう、相談支援事業の充実を引き続き図っていきます。

成年後見制度について広く市民に周知を図ります。また、成年後見制度利用支援事業の利用者は増加傾向にあり体制の整備に努めます。

「移動支援事業」「日中一時支援事業」「日常生活用具給付事業」の利用について、サービスの質・量ともに対応できるよう、サービス事業所の確保と制度整備に努めていきます。

「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月に施行され、障がい者への合理的配慮の一つとして意思疎通支援は一層重要な位置づけになります。また、地域での障がい理解促進のため、障がい者も健常者も一緒に楽しめるポッチャの体験会や講演会開催等の取組を進めていきます。

8 障害福祉計画に係る成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

①福祉施設から地域生活への移行者数

国の基本指針

- 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

②施設入所者の削減

国の基本指針

- 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

■豊明市における目標

項目	目標数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数（A）	33人	令和元年度末時点の実績値
目標① 福祉施設から地域生活への移行者数	1人	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人の目標値
目標② 施設入所者の削減	1人	(A)の時点から、令和5年度末時点における施設入所者の削減目標値
令和5年度末時点の施設入所者数	32人	令和5年度末の利用者見込み

■ 目標達成のための方策

本市においては、住まいの場の確保や訪問系サービスなどの充実、相談支援体制の確保等を進めるとともに、「豊明市障害者地域自立支援協議会」における検討などを進め、施設入所者の地域生活への移行を促進します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- 2023年度(令和5年度)末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

■ 目標達成のための方策

本目標については、愛知県が目標の設定を行うため、市では設定をしません。

第5期の計画において目標として設定した「保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置」については、豊明市自立支援協議会のフレームを基礎とし、課題や検討する事例に応じて、協議の場の構成員を決定する形を現状想定しています。今後の運用の中で、本市の実態に即した形で適宜修正を加えながら協議の場を整えていきます。

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

①地域生活支援拠点等における機能の充実

国の基本指針

- 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

■ 豊明市における目標

項目	目標数値	考え方
①地域生活支援拠点等の整備数	R2年度末設置完了見込	令和5年度末までに機能の充実を図ります。

■ 目標達成のための方策

地域生活支援拠点の整備については豊明市地域自立支援協議会の地域生活支援部会において、地域生活支援拠点の整備に関する協議を進めており、令和2年度末までに設置予定となっています。令和5年度までに関係機関・施設の連携によるさらなる面的な整備の充実を推進します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設からの一般就労移行者数

国の基本指針

- 2023年度（令和5年度）中に一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍以上にする。
 うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30倍以上
 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.26倍以上
 就労継続支援B型を通じた移行者数：1.23倍以上

②一般就労移行者のうち就労定着支援事業者の利用者割合

国の基本指針

- 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割が利用する

③就労定着率8割以上の就労定着支援事業所割合

国の基本指針

- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上とする

■豊明市における目標

項目	実績 (令和元年度)	目標数値 (令和5年度)	考え方
①福祉施設からの一般就労移行者数	16人	20人	実績を踏まえて 令和5年度の 目標値を設定
就労移行支援事業を通じて一般就労への移行者数	13人	14人	
就労継続支援A型事業を通じて一般就労への移行者数	2人	3人	
就労継続支援B型事業を通じて一般就労への移行者数	0人	1人	
②一般就労移行者のうち就労移行支援事業者の利用者割合	81.3%	80%	
③就労定着率8割以上の就労定着事業所割合 ※現状箇所数は0箇所	-	70%	

■ 目標達成のための方策

「尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト」や就労移行支援事業所、就労定着支援の事業所、市内企業等との連携のもとで国指針に基づく目標の達成をめざします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

国の基本指針

- 2023 年度（令和 5 年度）末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。総合的・専門的な相談支援の項目では障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。

■ 豊明市における目標

項目	目標数値	考え方
基幹相談支援センター・委託相談支援事業等による地域の相談事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や連携会議等の開催（回数/年）	24 回/年	令和 5 年度末の開催回数

■ 目標達成のための方策

基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的、専門的な相談支援を実施する体制の整備を進めていきます。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築【新規】

国の基本指針

- 2023 年度（令和 5 年度）末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

■ 豊明市における目標

項目	目標数値	考え方
県、関係機関の実施する、障害福祉サービス等の質の向上につながる研修の受講（基幹相談支援センター職員の延べ受講回数）	18 回/年	令和 5 年度末の参加回数
障害自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等への情報提供の実施（回数）	1 回	令和 5 年度末の実施回数

■ 目標達成のための方策

県の実施する研修会などへの参加や事業所や関係自治体との会議開催により障害福祉サービス等の質の向上を図っていきます。

■ 第7章 第2期障害児福祉計画 ■

1 第2期計画の基本的な考え方

本計画は、児童福祉法第33条の20（平成30年4月1日施行）を根拠として、障がい児の健やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築を目的として策定します。サービス提供体制の確保に向け、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を検討していきます。

2 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

3 計画の対象

- ・18歳未満の身体に障がいのある児童
- ・18歳未満の知的障がいのある児童
- ・18歳未満の精神に障がいのある児童

4 計画の定める事項

障がい児支援の体制整備の促進のため、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標を定めます。

令和3年度から令和5年度までの各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

5 障害児福祉サービスの見込量

(1) 障がい児福祉サービス

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
豊明市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・北風と太陽豊明 ・第2てかぼ ・ゆめのもり ・きらり ・てかぼ ・lala ・ぐりんぴいす ・ぴいす
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、医療型児童発達支援センター等の指定発達支援医療機関において児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、放課後等の居場所づくりを行います。
豊明市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・あそまな ・くるみ ・てかぼ ・ふぁーもにー ・北風と太陽豊明 ・くるみの家 ・ぴいす ・ゆめのもり ・きらり ・第2てかぼ ・ぴいすた ・lala
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行います。
豊明市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆめのもり
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援センター等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
豊明市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ルピナス
障害児相談支援	障がい児が障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
豊明市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・アイベラ ・ファイン ・てかぼ ・ぴいす

■障がい児福祉サービスの見込み量

サービス種別	単位	実績		実績見込	見込み量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	人日/月	447	404	426	433	718	764
	人/月	46	40	42	42	46	46
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	1,515	1,724	1,752	1,781	1,928	2,086
	人/月	117	133	138	143	155	168
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	2	2	3	3
	人/月	1	1	2	2	3	3
居宅訪問型児童発達支援	人日/月		0	0	0	0	0
	人/月		0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	44	37	37	37	40	44

■障がい児福祉サービスの事業所数の見込み

サービス種別	市内事業所	
	令和 2 年度	令和 5 年度
児童発達支援	8	9
医療型児童発達支援	0	0
放課後等デイサービス	12	14
保育所等訪問支援	1	2
居宅訪問型児童発達支援	1	1
障害児相談支援	4	5

■ サービス見込量確保のための方策

放課後等デイサービスは利用者が増加しているとともに、利用ニーズも高いサービスであるため、事業所の確保及び質の向上に努めます。居宅訪問型児童発達支援については、児童発達支援事業所に働きかけることで、サービスの提供体制を整備します。障害児相談支援は、関係機関と連携し、適切な障害児支援利用計画の作成及びモニタリングが行われるよう努めます。

児童福祉サービスの確保策

- ・放課後等デイサービスなどの需要が高いサービスについては、特に量の充実とともに、適切な療育が図られるよう、質的な向上に向けてサービス事業所等との連携を強化します。
- ・医療的ケア児への対応が可能となるよう、コーディネーターの配置などにより支援体制を整備します。
- ・児童発達支援センターの設置により、障がいのある子どもやその保護者への総合的な支援体制を整備します。

(2) 子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握と提供体制の整備

国の指針において、「都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障がい児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れの体制整備を行うものとする。」とされています。

そのため、本市においては、以下の様に障がい児の受け入れについて体制整備を進めます。

■保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ体制整備

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込量（人）	定量的な目標（見込）（人）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	110	98	104	110
認定こども園	-	-	-	-
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	14	10	12	14

6 障害児福祉計画に係る成果目標

(1) 障がいのある子どもへの支援提供体制の整備等

国の基本指針

- 2023 年度（令和 5 年度）までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。（市町村単独での設置が困難な場合圏域での設置）
- 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。
- 各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

■豊明市における目標

項目	目標数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1 か所	令和 5 年度の目標値
保育所等訪問支援の充実	整備済み	既に成果目標を達成していますが、サービスの質の向上、体制の整備にあたって、さらなる充実を図ります。
重症心身障がい児を支援する事業所の確保		
児童発達支援事業所	整備済み	
放課後等デイサービス事業所	整備済み	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み	
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	設置済み	

■ 目標達成のための方策

児童発達支援センターは、令和 3 年 3 月に閉校する小学校跡地に子育て支援と市民交流の拠点を整備することになり、その拠点内に児童発達支援センターを整備する方針に変更され、令和 4 年 4 月の開設に向け、準備をすすめていきます。

保育所等訪問支援については、新たに設置予定児童発達支援センターに開設を予定しています。

■ 第8章 計画の推進体制 ■

1 計画の推進体制

(1) 計画の市民への周知・情報伝達

計画書の配布や、ホームページでの公表などにより、本計画を広く市民に周知します。

また、本計画の推進状況や目標の達成状況について、随時、結果を公表し、計画の推進にあたって市民や当事者の意見が反映されやすい環境を整備します。

(2) 団体、事業者等との連携

本計画を推進していくため、障がい者支援にかかる当事者団体や地域組織等との連携を強化します。また、障がい福祉サービスの充実を図るため、サービス事業所等へ各種の情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。

さらに、「豊明市障害者地域自立支援協議会」において、関係者間の連携を強化するとともに、困難事例の共有・対応調整や、療育、人材育成や就労、相談などの総合的な課題への対応策を検討します。

(3) 県や近隣市町村との連携

障がい者福祉施策や、障がい福祉サービスの提供などにおいて、広域的な対応が望ましいものについて、県や近隣市町とともに連携して提供体制の充実に取り組みます。

2 計画の進捗管理の手法

P D C Aサイクルとは、計画（P l a n）、実施（D o）、評価（C h e c k）、改善（A c t）の4段階のプロセスを経て、事業の進捗を管理し、改善していく手法です。

本計画の推進にあたっては、このP D C Aサイクルに基づき、成果目標やサービス見込量の状況、目標達成の手法や、見込量の確保方策の適切さなどについて、「豊明市障害者等福祉計画策定・推進委員会」を中心に検討し、事業をより良いものにしていきます。

また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課と事務局である社会福祉課との連携を強化します。

■ 計画の進捗管理（P D C Aサイクル）

